

平成26年度

集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査

「長久手市における「農」をテーマとしたまちづくり推進実証調査

(長久手市「農」をテーマとしたまちづくり推進協議会)」

報 告 書

平成27年3月

国土交通省都市局



# 目 次

<本編> . . . . .	1
第1章 調査の目的等 . . . . .	1
(1) 調査の目的	
(2) 調査実施の背景	
(3) 調査実施概要	
第2章 まちなか農園を設置・運営する社会実験の実施 . . . . .	12
(1) 取り組み概要	
(2) まちなか農園の現状把握	
(3) まちなか農園のコンセプトの検討	
(4) まちなか農園の試行設置	
(5) まちなか農園の効果検証	
(6) まとめ	
第3章 マッチングシステム等の検討 . . . . .	33
(1) 取り組み概要	
(2) 現状把握	
(3) マッチングシステムの検討	
(4) 市街化区域内農地等の空閑地を利用した緑・農のネットワーク形成の基礎的検討	
(5) 里山周辺農地等のモデル地区における基礎的検討	
第4章 情報発信：『農』をテーマとしたまちづくりの普及啓発活動 . . . . .	51
(1) 取り組み概要	
(2) 情報発信システムと情報媒体による発信	
(3) シンポジウムの開催	
第5章 とりまとめ . . . . .	62
(1) 検討の成果	
(2) 今後の取り組み	
<概要資料> . . . . .	67
<参考資料> . . . . .	69
・シンポジウムアンケート	



< 本 編 >



# 第1章 調査の目的等

## (1) 調査の目的

今後の超高齢化社会の到来等の社会情勢に対応した集約型都市構造化を進めるにあたり、都市における貴重なオープンスペースとしての都市農地の活用・保全が課題となっている。都市農地は、消費地に近い食料生産の場としての機能や身近な農業体験・交流の場としての機能等、様々な機能を有しており、そうした農の持つ多面的機能を積極的に評価し、都市農地を適切に管理していくことが求められている。また、集約型都市構造化を進める上で、多面的機能を有する保全すべき農地とその他の農地を整理してメリハリのある土地利用を進めていくことが重要である。

しかしながら、農地を提供する所有者と利用・体験する市民との間に信頼関係や賃貸や利用に関するルール等が十分に確立されておらず、都市農地が住民にとって身近なものとなっていない現実がある。

本業務は、愛知県長久手市において、市街化区域内に残る農地や隣接する農地について、都市住民にとって、より身近で生きがい・健康増進のために再生・活用するためのシステムの構築と実現を目指し、まちなか農園を試行開設する社会実験、農地の貸し手と借り手をつなぐマッチングシステム等の検討を行うことを目的とする。

## (2) 調査実施の背景

### 1) 調査実施地域の現状

長久手市は、名古屋市中心から東方約15km、尾張丘陵と濃尾平野が接する所に位置する面積約21.54km<sup>2</sup>、人口52,873人（平成26年2月1日現在）の都市である。市内中心部を一級河川香流川が西流し、小丘が点在する地形を呈している。

市内は西部の住宅地（市街化区域）と東部の田園地域（市街化調整区域・農業振興地域）に大別され、住宅地の大半は土地区画整理事業により基盤整備がなされている。

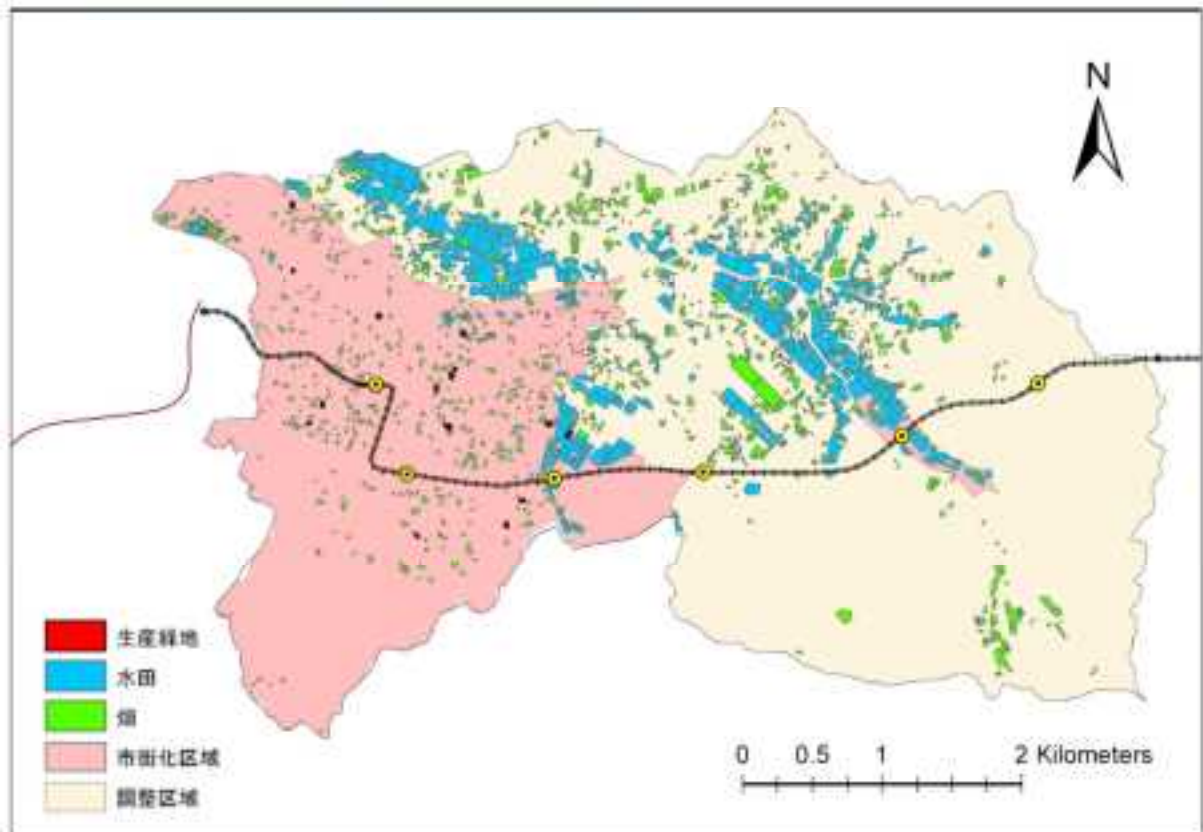
農地の面積は約260ha（市域全体の約12%）で、8割以上が田園地域にあり、都市近郊という立地を活かした生鮮野菜・花卉等の畑作も行われているが、主は稲作で水田が香流川等の流域を中心に広がっている。一戸当たりの作付面積は狭く、殆どが自家消費としての農業で、認定農業者も数える程しかおらず、営農意欲が高いとは言えない状況である。市街化区域内農地面積は約40haである。



図：長久手市の現況航空写真



図：長久手市の農地の分布状況（平成19年都市計画基礎調査）





## 2) 対象地区におけるこれまでの取り組み経緯

長久手市では「農ある暮らし・農のあるまちづくり」を将来像として「長久手田園バレー構想」(平成 11 年)を定め、農業の活性化や農環境の保全、住民の交流の活性化を進め、都市と農の共生を図る事業を展開し、新しい都市のライフスタイルや都市農業のあり方を模索してきた。

しかしながら、昨今の社会情勢の変化に対応した自然環境としての農地や、多くの市民の参加を得た新たなまちづくりの展開が求められていることから、平成 25 年度は、平成 14 年に策定された基本計画の改訂作業を行うとともに、今後さらに増加していく高齢者の生きがい・健康の増進といった福祉を充実させる必要性を踏まえ、都市農地の持つ多面的機能の一つとして、福祉的機能が発揮されるシステムの検討を行うこととなった。

また、平成 25 年度は長久手市が国土交通省の「集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査」を受託し、「シニア層等の元気増進を図るシステム構築にあたっての都市農地活用方策の実証・検討調査」に取り組み、市街化区域内農地の多面的機能の活用(福祉等)や集約型都市形成における農・住調和型まちづくりの方策をとりまとめている。

### ①「田園バレー基本構想・基本計画・事業」

「長久手田園バレー構想」(平成 11 年)を基に農業の活性化や農環境の保全、住民の交流の活性化を進め、都市と農の共生を図る事業を展開し、新しい都市のライフスタイルや都市近郊農業のあり方を模索してきた。

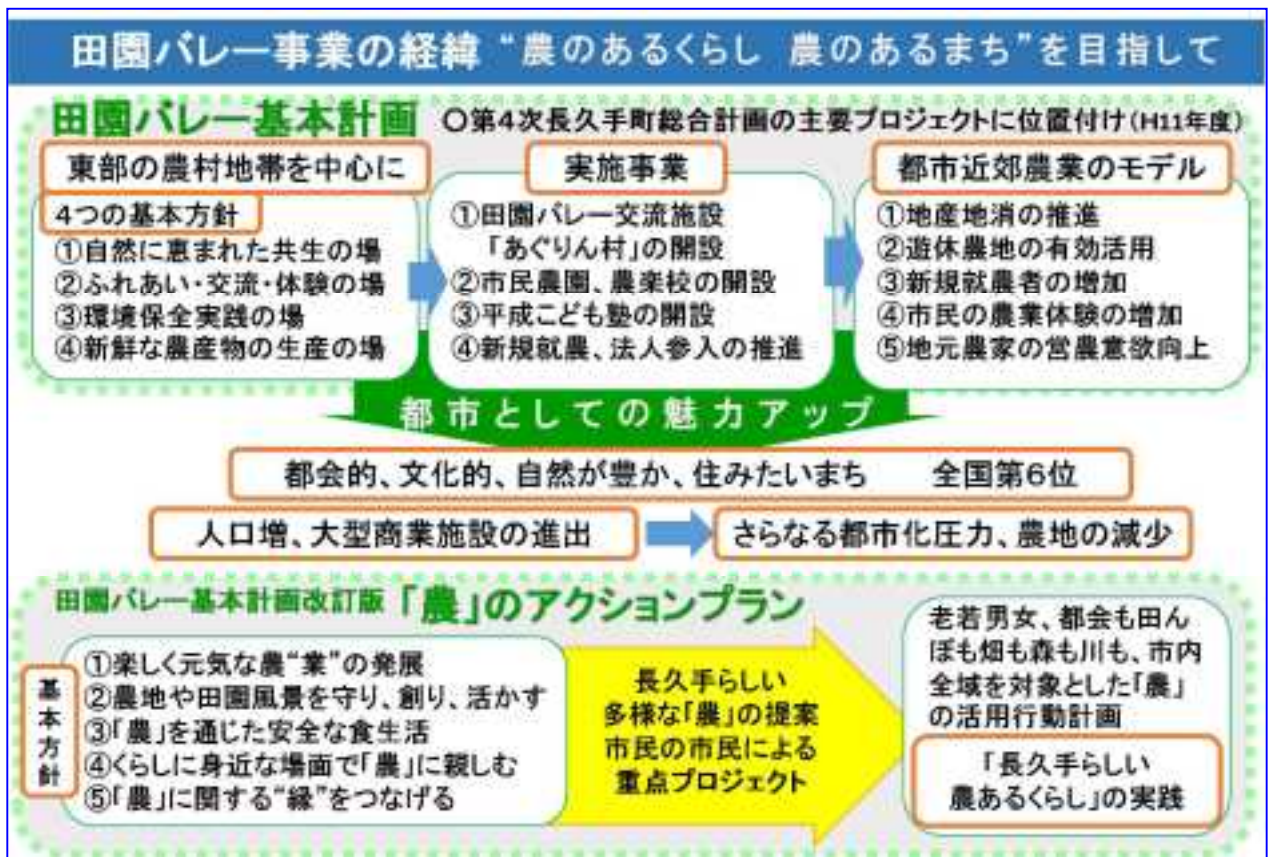
この事業では、東部の田園地帯を中心に交流施設、市民農園などの施設の整備、農業技術指導、こども向け体験プログラムの開設など、新規就農、法人参入を図り、「農のある暮らし、農のあるまちづくり」を推進してきた。

表：田園バレー事業の主な成果

施設・プログラム	主な内容
めぐりん村	食と農の交流施設。地元農産物の共同直売所、飲食店、工房等設置。年間約 100 万人が来場。
市民農園たがやっせ	通常の市民農園に加え、地元農業者によるモデル農園の設置、農業者による栽培講習会、栽培指導が受けられる。
農楽校	農業技術の基礎から実践まで学ぶことができる。
平成こども塾	こども向けに里山での農業や自然体験が楽しめる。

しかし、この 10 年で、人口増と都市化に伴う農地減少・耕作放棄地の増加、高齢化等の社会的状況の変化を受け、平成 25 年度、住民参加型の会議を開催しながら、「長久手田園バレー基本計画」の改訂作業に取り組んだ。改訂計画では、「長久手らしい農ある暮らし」の実践を目指し、多様な「農」のプロジェクトを提案している。

図：田園バレー事業の経緯と改訂への流れ



図：田園バレー基本計画改訂版のポイント



## ②「シニア層等の元気増進を図るシステム構築にあたっての都市農地活用方策の実証・検討調査」

検討にあたり、多くの市民活動・NPO 活動メンバーを検討会委員としての参画を得ながら、長久手市が有する市街化区域と市街化調整区域双方の農地等をフィールドとして、農の多面的機能（特に福祉的機能）や集約型都市構造化における農住調和型のまちづくりのあり方や方策について検討を行った。その結果、図に掲げるような、6つのプロジェクト提案がなされた。

主なポイントとして、以下のことが挙げられる。

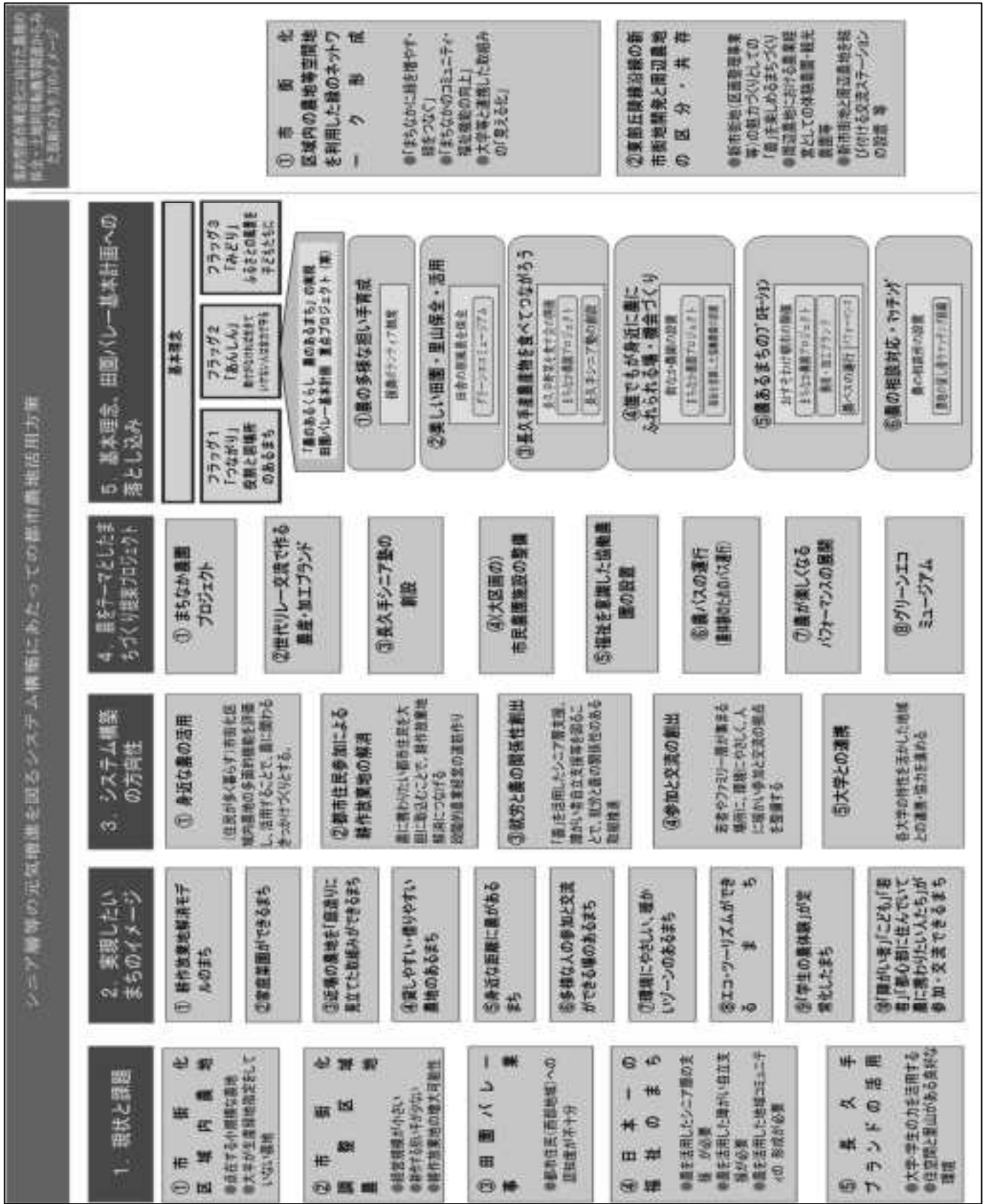
### ○ 多様な世代の参加による高齢化・福祉への対策としてのまちづくり

農の福祉的機能としての活用に着眼したということのみならず、若年世代等、多様な世代、社会層の導入による取り組みが不可欠である。

### ○ 市街化区域農地と市街化調整区域農地それぞれにおける活用方策

市街化区域では、身近に歩いていける場所で農園として活用すること。さらに福祉的利用に活用することにも着眼した。市街化調整区域では、耕作放棄地化が懸念される農地を、より積極的に農に関わりたいという意欲のある市民による利用を図る農地として捉え実現化を目指す等の提案が出された。その際、市民、農地所有者のマッチングシステムの構築も挙げられた。

図：平成25年度調査結果総括図1





図：平成 25 年度調査結果総括図 2



※図中の位置などはイメージです

### (3) 調査実施概要

本実証調査においては、平成25年度にとりまとめた方策のうち、先導的・効果的な事業について重点的に着手することとし、①都市住民への農のまちづくりの実践的な啓発・福祉機能導入に資する市街化区域内農地の活用モデル“まちなか農園の試行開設”及び、②耕作放棄地解消対策等として、“農作業を希望する市民と農地所有者のマッチングシステムの検討”の2点を機軸に、市街化区域内農地等の空闲地を利用した緑・農のネットワーク形成及びモデル地区における農・住調和型まちづくりの検討を行うこととした。また、これらに加えて、まちづくりを推進するのに重要な普及啓発活動にも取り組んだ。

調査実施に当たっては、市の関係部局間連携に加え、地元農業関係者、まちづくり・福祉に係る学識、市民団体、専門機関のノウハウも活用した公民連携体制で取り組んだ。

#### 1) 取り組み内容

##### ① まちなか農園を設置・運営する社会実験の実施

市街化区域内の市有地を活用して、まちなか農園の設置・運営に関する社会実験を行い、その効果的な方法について検証した。

実施にあは、先進事例の現地調査を行い、自主管理運営システム、福祉的利用、小規模敷地の有効活用、コミュニティ形成等の観点から取り組んだ。また、周辺住民等が参加したワークショップを通じて実施の効果等を検証した。

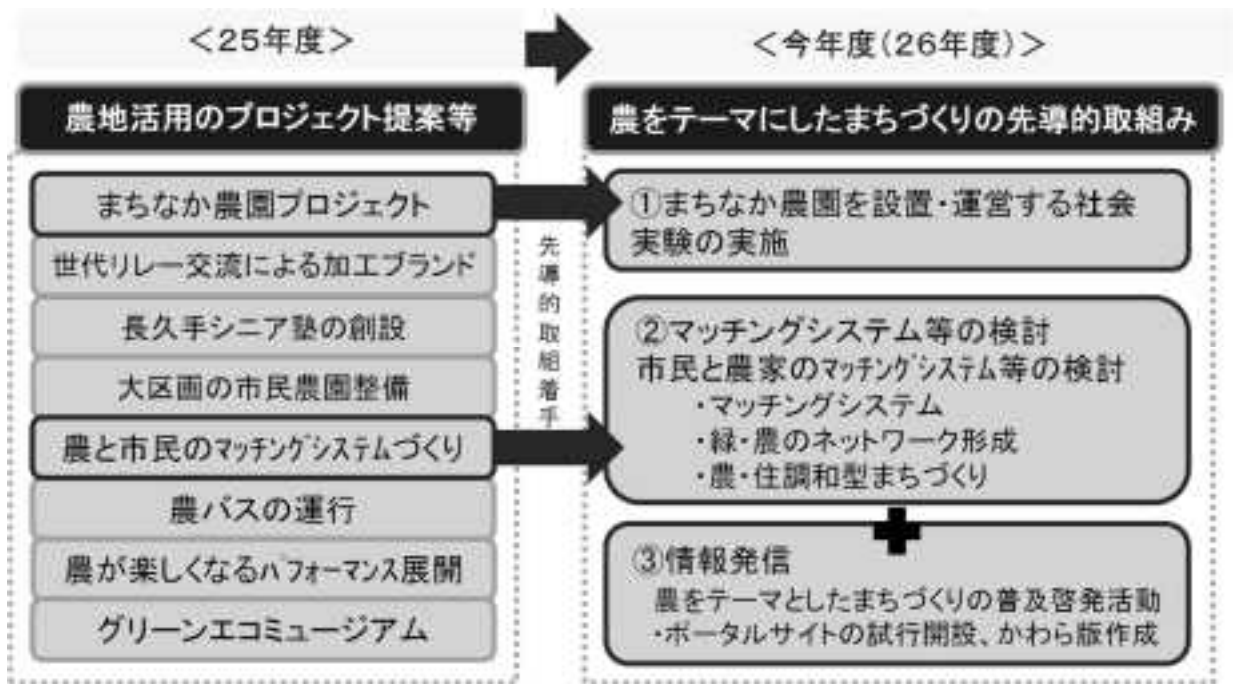
##### ② マッチングシステム等の検討

耕作放棄地等の農地の利活用を促進するマッチングシステムの検討、市街化区域内農地等を利用した緑・農のネットワーク形成方策の検討、里山周辺農地等のモデル地区における農・住調和型まちづくり等についての基礎的検討を行った。検証に当たっては、先進事例の現地調査や農地所有者等へのヒアリングを行い、その結果を参考にしながら実施した。

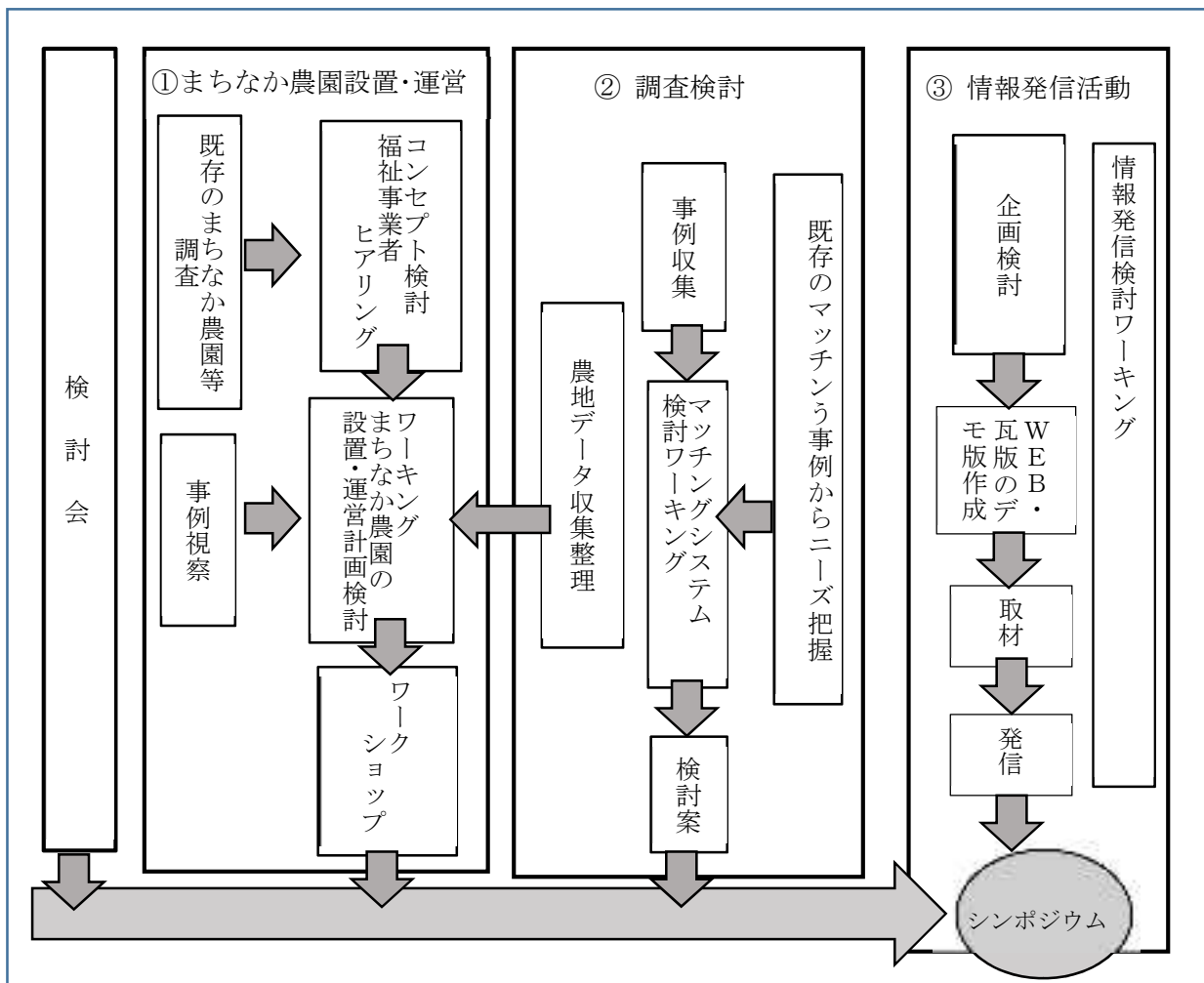
##### ③ 『農』をテーマとしたまちづくりの普及啓発活動

長久手市における「『農』をテーマとしたまちづくり」に係る各種取り組みを広く市民等に情報発信し、市民の理解と参加を促進するため、まちなか農園の取り組みを適宜紹介する広報活動やシンポジウムの開催といった調査結果の普及啓発を行うとともに、その効果検証を行った。実施に当たっては、大学等の地域資源（人材・機関等）を活かした情報発信の方法について検討した。

図：取り組み内容



図：取り組みの流れ



## 2) 取り組み体制

### ①協議会の設置

本調査の実施に当たっては、長久手市田園バレー基本計画（改訂計画）に基づく市の事業と連携して長久手市における農をテーマとしたまちづくりに関する調査検討を行い、長久手市における集約型都市形成、活性化、コミュニティの再生及び福祉機能の充実等に資することを目的に、長久手市、JA あいち尾東、地元大学、まちづくり支援機関で構成される「長久手市『農』をテーマとしたまちづくり推進協議会」を設置して進めることとした。

表：長久手市「農」をテーマとしたまちづくり推進協議会構成員

区分	組織
行政	長久手市
農業団体	JA あいち尾東
研究機関	名城大学都市情報学部教授 小池聡
〃	愛知県立大学教育福祉学部准教授 松宮朝
まちづくり支援機関	一般財団法人都市農地活用支援センター

### ②検討会の設置及びワーキングの開催

平成25年度の市の取り組みとの継続性を担保するため、25年度の協議会構成員に加えて、健康・福祉・まちづくり等に係る知見を有し、また地域で活動に取り組んでいる実績がある農業関係者、まちづくり・福祉活動市民団体、農楽校関係者・大学等で構成される「平成26年度長久手市・農をテーマとしたまちづくり検討会」を設置し、様々な意見を伺いながら検討を進めた。

また、検討テーマ毎に内容を搾って検討を行うため、「まちなか農園検討ワーキング」「マッチングシステム検討ワーキング」「情報発信検討ワーキング」を開催しつつ、調査検討を進めた。



表：平成26年度長久手市・農をテーマとしたまちづくり検討会名簿

		氏名	所属等	備考
委員	座長	小池 聡	名城大学 都市情報学部 教授	協議会構成員
	副座長	松宮 朝	愛知県立大学 教育福祉部 准教授	協議会構成員
		神谷 時男	あいち尾東農業協同組合 北部営農センター 課長	協議会構成員
		青柳 光昭	長久手農楽校講師	
		青山 真由美	あぐりん村 薬膳レストラン「凜」	
		浅井 光日出	長久手市連合会長・区長会 副会長	
		石井 晴雄	愛知県立芸術大学 美術学部 准教授	
		川上 雅也	ジオブウエル 代表取締役	
		菊地 正悟	愛知医科大学 医学部 公衆衛生学教授	
		黒柳 美智代	あぐりん村 生産者	
		斉藤 恵子	楽食ひなたぼっこ、おうちごはん研究会 主宰	
		酒井 賀津子	酒井設計室 代表	
		藤森 幹人	(株)対話計画 代表	
		古田 豊彦	NPO 法人まちのお百姓さんの会 理事	
	協議会関係者	長久手市	布川 一重	長久手市 暮らし文化部 部長
清水 修			長久手市 福祉部 次長	
高嶋 隆明			長久手市 暮らし文化部 次長	
福岡 智浩			長久手市 暮らし文化部 産業緑地課 課長	協議会監事
成瀬 守			長久手市 暮らし文化部 産業緑地課 主幹	
事務局		佐藤啓二	一般財団法人 都市農地活用支援センター 常務理事	協議会会長
		小谷俊哉	一般財団法人 都市農地活用支援センター 主任研究員	

※協議会＝長久手市「農」をテーマとしたまちづくり推進協議会

支援業務受託：株式会社 対話計画（まちなか農園の情報整理・設置支援等）

補助業務受託：愛知県立芸術大学 環境メディア研究会（情報発信媒体の作成等）

## 第2章 まちなか農園を設置・運営する社会実験の実施

### (1) 取り組み概要

#### 1) 目的・趣旨

都市住民が多く居住するまちなか（主として市街化区域）において、都市住民が身近に農と触れ合える場所「まちなか農園」を設けることにより、豊かな農のある暮らしを享受できるようにする。

このため、市街化区域内の農地等を活用し、まちなか農園の設置・運営に関する社会実験を行い、その効果的な方法について検証する。

#### 2) 検討事項

以下の観点で検討を行う。

- ・農園の自主管理運営・利用サポートシステムの構築
- ・農園の福祉的利用方法やコミュニティ形成
- ・農園等の展開による景観・緑のネットワーク化（3章に記載）
- ・小規模敷地の有効活用等

#### 3) 実施内容

以下内容の検討等に取り組む。

- ・まちなか農園の現状把握
- ・まちなか農園のコンセプトの検討
- ・既存事例調査
- ・試行設置（ワークショップの開催）
- ・まちなか農園の効果検証

## (2) まちなか農園の現状把握

### 1) まちなか農園の候補地となる農地等の抽出

市街化区域における利用可能性のある農地等の状況を把握するため、平成25年度都市計画基礎調査を基に農地等の抽出を行った。

都市計画基礎調査の調査結果を利用し、候補地の土地利用区分を抽出し、区分ごとに面積規模別の集計を行った（土地利用区分は、水田、畑・果樹園、その他自然地※）。

都市計画基礎調査データから、上記土地利用について規模別に集計を行った。

その結果、市街化区域では、約650箇所（箇所）の農地等があり、100㎡以上300㎡未満の畑・果樹園が最も多く4割程度を占めている。また、その他自然地は、約250箇所あり、100㎡以上300㎡未満の規模が約2割程度を占めている。

これらのデータを元に、現地における個別の状況（実際の土地利用、地形的な要素、土地所有者の意向等）を勘案し、また、まちなか農園の設置可能な場所を抽出していくこととする。  
※その他自然地：原野・牧野、荒地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸

表：市街化区域内農地の規模別箇所数

（単位：箇所）

面積規模 100㎡未満	農地等				その他自然地		合計	
	水田		畑・果樹園					
100㎡以上 300㎡未満	4	6%	40	7%	57	23%	101	11%
300㎡以上 500㎡未満	5	8%	236	40%	49	20%	290	32%
500㎡以上 1,000㎡未満	7	11%	146	25%	28	11%	181	20%
1,000㎡以上	17	26%	112	19%	53	21%	182	20%
総計	33	50%	55	9%	62	25%	150	17%
面積規模	66	100%	589	100%	249	100%	904	100%

表：市街化区域内農地の規模別面積

（単位：㎡）

面積規模 100㎡未満	農地等				その他自然地		合計	
	水田		畑・果樹園					
100㎡以上 300㎡未満	26	0%	2,680	1%	2,019	1%	4,725	1%
300㎡以上 500㎡未満	918	1%	47,752	17%	9,445	4%	58,115	9%
500㎡以上 1,000㎡未満	2,786	2%	56,580	20%	11,064	5%	70,430	11%
1,000㎡以上	12,457	10%	78,375	28%	39,048	17%	129,880	20%
総計	112,402	87%	96,820	34%	166,346	73%	375,568	59%
面積規模	128,589	100%	282,207	100%	227,922	100%	638,718	100%

図：市街化区域内の農地等



## 2) まちなか農園候補地の適性判断

### ① 航空写真による適性判断

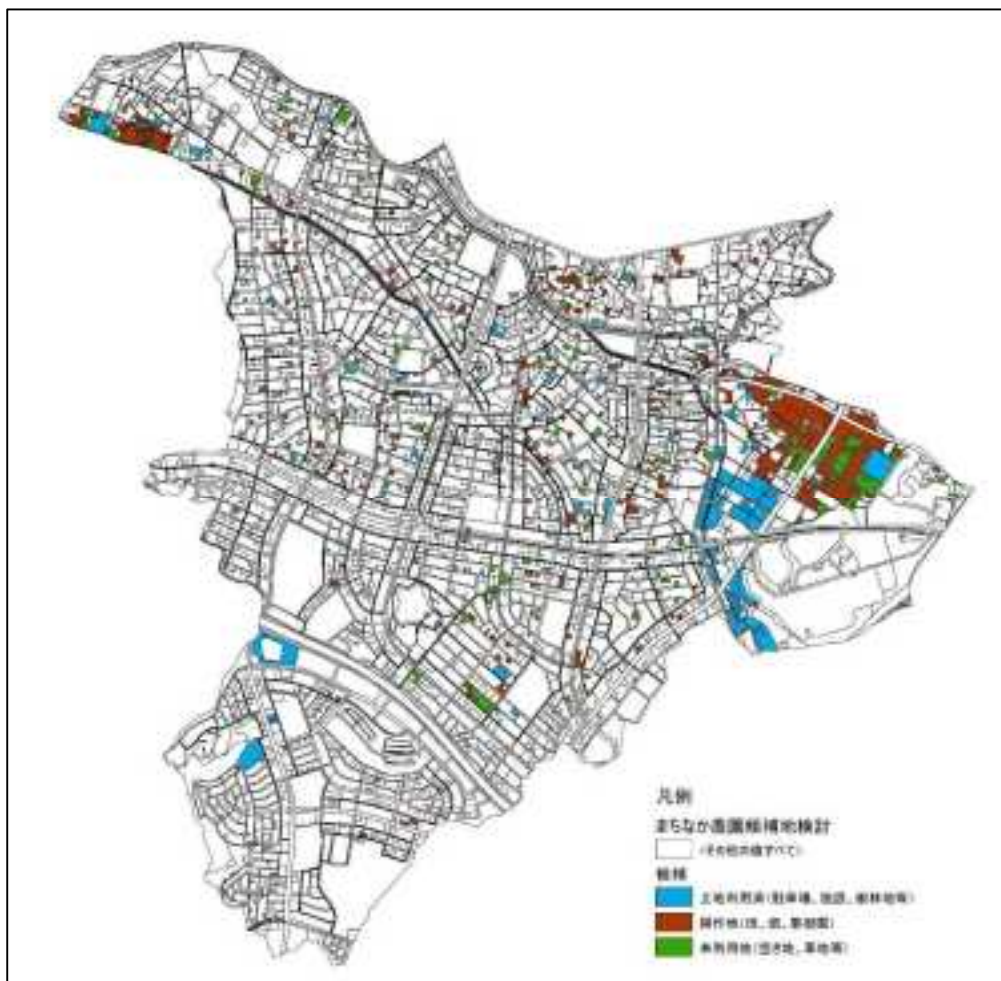
市街化区域内で土地利用が水田、畑・果樹園等、その他自然地となっている土地について、航空写真により現在の利用状況を確認し、その適性の有無について以下の通り判断を行う。

表：航空写真によるまちなか農園候補地の適性判断

現在の 利用状況	適性の 有無	航空写真	
<b>A タイプ</b> 農地利用 (水田、田畑、果樹園等の農地として利用している土地)	○ 候補地とする (耕作者の了解のもとまちなか農園として利用可能性あり)		
		畑で利用	果樹園で利用
<b>B タイプ</b> 未利用地	○ 候補地とする (土地所有者の協力のもとまちなか農園に活用性あり)		
		空き地 (未利用)	
<b>C タイプ</b> 農地以外の土地利用 (駐車場、資材置き場、施設立地等) ※区画整理造成地も施設予定地として含めた	× 除外する (農園利用が困難な土地)		
		農地以外に利用 (駐車場など)	

適性判断結果：665 箇所中、A タイプが 340 箇所（52%）、B タイプが 156 箇所（24%）、C タイプが 159 箇所（24%）となっている。従って、航空写真によるタイプ分類では、496 箇所の候補地が挙げられる（なお、実際には駐車場や宅地に更新しているものもあるため最終的には現地確認が必要）。

図：航空写真から判断分類した候補地



表：市街化区域まちなか農園候補地箇所数

面積規模	A タイプ(候補) 農地利用		B タイプ(候補) 未利用地		C タイプ(対象外) 農地以外の土地利用		合計
	箇所数	割合	箇所数	割合	箇所数	割合	
100 m <sup>2</sup> 未満	18	41%	1	2%	25	57%	44
100 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	131	54%	68	28%	42	17%	241
300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	80	52%	39	25%	34	22%	153
500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	59	46%	41	32%	29	22%	129
1,000 m <sup>2</sup> 以上	52	59%	7	8%	29	33%	88
総計	340	52%	156	24%	159	24%	655



## ② 現地確認による適性判断

航空写真より候補として判断したものについて、土地利用や管理状況を現地確認してさらに候補地を絞り込んだ。

また、道路からのアクセス条件、近隣の土地利用状況など、農地として利用する場合に問題となりそうな候補地は除外することとした。以下に考え方を整理する。

図：現地確認による適性判断



## ③ 実証調査で行う候補地の選定

実証調査において検証を行うまちなか農園は、既にまちなか農園に相当する取り組みが行われており、農園の設置プロセスを検証することが可能な敷地として、長久手市立仏ヶ根公園の西隣に位置する市有地（約 1,000 m<sup>2</sup>）を選定した。

### (3) まちなか農園のコンセプトの検討

#### 1) 既往計画におけるまちなか農園の概念

平成25年度に改訂された「長久手田園バレー基本計画」において、「街区農園」という呼称で「誰でも身近に農にふれられる場づくり」が考えられている。以下に抜粋する。

#### 「長久手田園バレー基本計画改訂版」における「街区公園」の概念

**重点プロジェクト****誰でも身近に農にふれられる場づくり**

**現状・課題**

- 市民アンケートでは75%の市民が「農」に関心があると回答しており、市民の農への関心は高くなっています。
- 本市西部のまちなかには利用されずに放置されている農地や空き地がある反面、そういった土地を活用して、まちの緑や花を嗜やしたいという声が多く聞かれます。
- 農業校修了生や定年退職者、障がいのある人や主婦などをはじめとして、身近で“農”をしたい人は多くいますが、“農”を行う場所が見つからない状況です。
- まちなかにある空き地などの資源を活用して、農に関心がある人が“農”をできる場、農に関心がない人も身近に“農”にふれられる機会をつくる必要があります。

**ねらい・目的**

- 子ども、高齢者、障がいのある人など多様な人が、気軽に農にふれられる場所をつくります。（“人”の視点）
- 住んでいる地域に関わらず、身近な場所で農にふれられる場所をつくります。（“場所”の視点）
- 農作業や収穫体験を通じて、地域の交流を深める機会を創出します。（“機会”の視点）
- “人”、“場所”、“機会”、3つの視点で農にふれることができるハードルを下げ、誰もが身近に“農”にふれる場や機会をつくります。

**活動その1 街区農園づくり**

市街化区域内の農地や空き地を活用して、住宅地やまちなかに、“農”をしたい人ができる場、地域のふれあいの場・憩いの場となるような農園（＝街区農園）をつくります。

**■街区農園のイメージ**

- “農”をしたい人と“農”ができる場となる市街化区域内の空き地などをマッチングし、住宅街やまちなかでの“農”を拡げます。
- 街区農園は、地域のみんなで「いき芋大会」などができるように憩いの場とすることを条件にします。

例えば・・・

- ・農園の一角にベンチや机を置いて「地域のふれあいの場」を作る。
- ・地域の人に“農”に詳しくてもらうような農園情報や、農園でのイベント情報を発信する「街区農園つぶやき板『べじったー!』」を設置する。
- ・収穫物はすべて自分のものにするのではなく、収穫祭を施いてふるまったり、地域の人におすそわけをする。
- ・子ども、高齢者、障がいのある人など多様な人が参加できるような工夫をする。





## 2) 既存事例調査

まちなか農園のコンセプトを検討する上で、他市における既存事例について調査を行った。以下に概要を整理する。

### ① カシニワ（柏市）

#### a. 目的

- ・市内の緑地減少に対する施策として、民有地を中心に土地所有者と利用希望者のマッチングにより緑を維持・増進させる事業を行っている。農的利用タイプについて調査。

#### b. 取り組みの特徴

- ・市は貸し手・借り手の情報収集・発信等、あっせんを行う、貸し手と借り手間で直接協定を締結する。

#### c. 支援等

- ・市の外郭団体から助成金等が得られる(休憩スペースなどを製作)。一定期間以上の継続などの要件を満たすことにより、固定資産税相当の助成も行っている。

#### d. 農的利用タイプの現地の状況

- ・農園型のカシニワでは、約 300 m<sup>2</sup>の宅地化農地（元山林を宅地化したもの）
- ・共同用の区画の他、個人の区画を設けている。
- ・中心に休憩・談話スペースを設け、コミュニティ形成の場を確保している。整備費は助成金により賄っている。
- ・水道は隣家の好意を受けている、収穫時に周辺へのおすそ分けなども行っており、利用者と近隣との間で一定のコミュニケーションが図られていると見受けられる。



中央部の休憩スペース 休憩スペースを囲むように縄張りで区画された菜園



駐車スペースと案内看板・シンボルプランター 看板類は助成金で設置

## ② 北加賀屋みんなのうえん（大阪市）

### a. 目的

- ・市街地内の不動産用の空き地を一時利用して、地域の交流の場を設けてコミュニティの維持・形成を図る（平成26年11月現在、2箇所）

### b. 取り組みの特徴

- ・不動産事業者の土地の運営・管理は、地元のまちづくりデザインNPOコトハナが実施。
- ・敷地内の古長屋の一部を改装して、農作業用具入れ、地域住民が交流できる展示・厨房施設を設置し、コミュニティの場としても機能している。

### c. 区画・利用料等

- ・第1期は共同耕作型、第2期は、区画割り型。区画の大きさは約15㎡、10区画程度。
- ・月額使用料等：チームコース（18㎡）3,000円/人、レギュラーコース（6㎡）5,000円/区画、ホリデーコース（6㎡）7,000円/区画
- ・入会金6,000円/人、更新料3,000円/人、月額施設使用料500円/人

### d. 現地の状況

- ・住宅が立ち並ぶ一角にある空き地を活用していることから、空間的には住宅に囲まれた中庭のような空間を提供している。



住宅地に囲まれた威嚇の土地にある区画された農園（2期め）



古長屋を改装した 展示スペース（左）と厨房（右）



農具入れ（1期め）



共同の菜園（1期め）

### 3) 福祉事業者の取り組み

障がい者等の利用に供する場合の留意点などについて、農との関わりを持つ福祉事業者の立場から把握するため、長久手市内および周辺で障がい者の就労支援事業等を行っている福祉事業者への調査を行った（ヒアリング先：NPO 法人かわせみ、株式会社ジョブウェル、NPO 法人楽歩（らふ））。以下に福祉の観点からまちなか農園を設置・運営する際の留意点を整理する。

#### ① まちなか農園における福祉的機能の考え方（コンセプト）について

- ・福祉事業所の最終目標は障がい者が自立することにあるので、地域で障がい者が理解されて溶け込むことができる場が増えることが期待される。
- ・福祉事業者が障がい者を伴って住宅地の中で活動を行うことについては、周辺住民の理解の醸成も必要である。初めから福祉農園専用のまちなか農園で開設するというのではなく、一緒に収穫するところから始める等、徐々に地域に浸透していくような福祉機能導入のプログラムを考えていくことが重要である。

#### ② まちなか農園への障がい者の参加の仕方、果たせそうな役割等について

- ・軽度の障がい者にとっては、造園関係での草刈や水遣りの仕事が既にあり、まちなか農園においても、同様の維持管理ニーズに応えることが可能である。
- ・障がい者の自立を促すために、あらかじめ作業プログラムを明確にしておくことが重要である。
- ・最低賃金が保障される就労や収益を考慮する場合は、収穫後の販路・活用法（喫茶店での使用等）、付加価値のつけ方等を考慮しておくことが必要である。

#### ③ 障がい者が農園利用する際に求められる空間的なあり方や配慮すべき点について

- ・車いす利用の身体障がい者にとっては、椅子に座ったままで作業ができるような足の蹴込みの高さのある畑・作業台を用意する。
- ・自閉症や知的障がい者等に対しては、作業量や作業範囲を明確にするための空間的な仕切りが必要となる。

#### ④ まちなか農園における障がい者の利用や作業において必要な支援、体制等について

- ・福祉事業者等と連携してまちなか農園の運営を考える際は、予め年間ベースでのスケジュールや作業内容が分かることが重要である。
- ・活動内容や作業内容に応じて、適応できる障がい者のタイプも異なるため、複数の福祉事業者間で連携が図れるような体制が有効と考えられる。
- ・農作業のスキル：介助者が農作業の技術を持たないことが多いため、農業技術の指導ができる人材が必要。長久手市の場合、農楽校の卒業生に一定の福祉に関する研修をした上で活躍してもらえる可能性がある。
- ・就労として赴く場合とリハビリや訓練として赴く場合では条件が異なる。就労継続支援事業として赴く場合は、社会福祉事業所の職員が一定割合で随行することが必要である。
- ・障がいのある者をまちなか農園に参加してもらおう場合、あらかじめ現場での対処の仕方もさまざまであるので、関係する機関（福祉事業所や、保健所）を通じて呼びかけていくことが重要である。

#### 4) まちなか農園のコンセプトの整理

既往計画、事例視察、福祉事業者ヒアリング等を踏まえて、まちなか農園のコンセプトの検討を行った。

##### ①コンセプトの検討

###### a. 目的・趣旨

都市住民にとって身近な「まちなか」で「農と触れ合える」場づくりにより、日常的に地域福祉の醸成や、コミュニティの活性化を図る。

- ・身近なコミュニティのみどりと福祉を育む農園づくり
- ・身近に農と触れ合う場所を設けることによる市民が農に関心を抱くきっかけづくり
- ・市街化区域内の空地活用で緑のネットワークの創出

このことから、まちなか農園を設置する際は、「まちなか農縁」と呼称することとする。

「まちなかにある市民農園」 (従来) + 「地域コミュニティを育む縁側」 (福祉機能の付加) ⇒ 「まちなか農縁」
---

###### b. 機能

- ・「緑の創出」 : 遊休農地・空地活用
- ・「ご近所利用」 : 地域の住民・団体が利用できる農園
- ・「福祉」 : 高齢者・障がい者・こども参加等
- ・「だれでも参加」 : 通りすがりの人も参加可能な仕掛け
- ・「分かち合う」 : 収穫物をご近所におすそ分け

###### c. 期待される効果

- ・絆の強い持続可能な地域コミュニティ形成
- ・緑豊かな住環境形成
- ・地産地消・食育意識の醸成
- ・好農市民の意識の醸成 (もっと農にしっかり携わりたい市民意識の醸成)  
⇒ 農楽校への参加

###### d. 設置の考え方

- ・全ての機能を一つの畑に欲張って入れることはせず、場所の特性を生かした様々なタイプのまちなか農園を複数設けていく。  
例) 福祉を重点テーマにした畑、高齢者のコミュニティ畑、井戸端会議ができる溜まり場つきの畑、こども向けキッズファーム、アートな畑等
- ・福祉的機能の導入の仕方としては、就労重視ではなく、デイサービス利用者の散歩の一環としての利用を中心に考える。

- ・その他、参加のハードルを低くして裾野を広げる仕掛けを設ける（土のない場所でもプランターから始める等）。

## ② 福祉的機能を取り入れたまちなか農園の基本的条件の検討

まちなか農園は場所ごと、利用者ごとの特性に応じて、設置する方向であるが、福祉的な機能を取り入れたまちなか農園の基本的条件について、福祉事業者ヒアリング、事例視察等の実施を踏まえながら、以下に整理する。

### a. 必要な設備・空間について

障がいの度合い等によって条件は様々である。どの程度の障がいを持つ者まで対象とするかによって、用意すべき環境も異なる。

#### <障がいの程度が比較的重い場合>

- ・隣の作業者との間隔の確保が重要（作業の時間差を設けることもある）
- ・聴覚過敏者には雨天時のハウスの音も刺激が強い
- ・車椅子用には堅い地面（路面）の確保
- ・レイズドベッド等高い位置での作業性の確保

#### <参考1：あぐりん村にある福祉農園の空間の特徴>

- ・車椅子対応の高さに作業台の設置
- ・車椅子でも移動しやすいコンクリート製の床面
- ・掲示板による作業確認表の設置 等



屋内に設けられたあぐりん村ふれあい農園  
（広くとられた作業台の通路幅、床面コンクリートに水抜き用の切込みを入れてある）

#### <参考2：NPOたかつきが運営するデイサービスセンター晴耕雨読舎の空間の特徴>

- ・レイズドベッド 高さ60cm、通路幅1m以上の確保
- ・車椅子でも通りやすいように土を踏み固め



デイサービスセンター晴耕雨読舎のレイズドベッド



## b. まちなか農園での高齢者・障がい者の利用や作業（就労）の可能性について

福祉的機能の導入の仕方としては、就労重視ではなく高齢者のデイサービス利用者の散歩の一環等としての利用を中心に考える。管理等の作業については、比較的軽度な障がい者が最低賃金の制約のない就業継続支援事業B型として行うことが考えられる。

### <障がいの程度が比較的軽度な作業>

- ・草刈等の肥培管理
- ・水遣り

## (4) まちなか農園の試行設置

コンセプトを決定する際に検討した機能や設置の考え方を、どのように現場に反映し、設置・運用が可能か、またその際、どのような課題が出てくるか、まちなかでの農園の運用や設置準備を通じて検証を行った。

### 1) 敷地の選定

#### ① 考え方

- ・実験のための用地として、公有地の一時利用を想定する
- ・地域拠点との連携を考慮し、集会施設の近傍を考慮する
- ・多様なタイプのまちなか農園の中でもこれまでに先行例のない、「福祉機能のあるまちなか農園」に着眼する

#### ② 選定

複数候補の中から、市の集会関係施設（まちづくりセンター）からも比較的近い距離にあり、検証のための説明や、ミーティングの場としての利用も考慮しやすいことから、最終的に仏ヶ根公園の西に隣接する敷地約 1000 m<sup>2</sup>とした。

図：モデル農園周辺図

### 2) 進め方

主に、以下の手順により作業を行った。

- ・専門家による敷地条件の確認
- ・周辺住宅地への配慮事項の確認（音や視線等）
- ・福祉事業者と現地視察によるワーキング
- ・専門家による空間デザイン
- ・町会・住民説明および意見ヒアリング



### 3) 導入機能および空間デザイン

- ・レイズドベッドの設置
- ・障がい者、補助者が利用可能な駐車スペースの設置
- ・道路際の花壇（誰でも利用） 等

#### 4) ハード整備

- ・レイズドベッドや案内看板の製作を市民参加のワークショップにより実施。
- ・課題として、これまで農地ではなかった場所での利用のため、栽培に適した土を搬入することが挙げられる。

#### 5) 住民説明

町会、周辺住民への説明を実施した結果は以下の通りであり、反対意見は特になかった。

- ・説明対象：町会長、まちなか農園と同じ街区および向かい敷地の住宅 14 軒
- ・賃貸アパートは除き、戸建住宅のみ訪問
- ・10 軒在宅で添付のチラシを渡して説明し、了解を得た。

図：まちなか農園（福祉機能導入型）説明資料

# (仮称) まちなか農縁プロジェクト

## 身近なコミュニティのみどりと福祉を育む農園づくり

『まちなか農縁』は、市街地内に残っている空き地や遊休農地を活用して、畑や花壇の手入れ作業を通じた多世代の市民交流、子どもの農体験、高齢者の生きがいづくりなど、生き生きとした地域活動の場を市民主体でつくっていくコミュニティ農園です。

「農」を通じて地域の「ご縁」をつなぐ場をしたいという思いから『農縁』という字をあてています。

まずは、市内仏ヶ根地区の住宅地の空き地（市所有地）にモデル農園を試行的に整備して活用するため準備を進めています（下記の整備イメージ参照）。3月より第1期として中央部分から順に整備、運用を開始する予定です。

この機会に近隣をはじめ、市民の皆様のご参加ご協力をお願いいたします。



### 仏ヶ根モデル農園の開設





## (5) まちなか農園の効果検証

### 1) 仏ヶ根公園西隣区画における検証

#### ① 近隣住民の評価

##### a. 農園に対する近隣住民の意見等

農園予定地周辺の住宅を戸別に訪問し、説明を行った。14軒中、10軒在宅で添付のチラシを渡して説明し、了解を得た（4軒は不在のためチラシを投函）。

- ・「結構なこと。農作業はできないが散歩の際に様子をのぞいてみたい。」
- ・「建物が建つと日当たりが悪くなるが、畑なら問題ない。」
- ・「以前に畑作をしており、関心はあるので子どもと一緒に参加してみたい。」
- ・「現在庭先で小さな家庭菜園をしている。菜園づくりはよいことであり、応援したい。協力できることはする」。

※後日、説明時不在だった住民より、市に意見が寄せられた。当初異論の意見があったが、趣旨を説明することにより納得された。

##### b. 畑づくりに関心をもたれた方

畑づくりに関心をもたれた方は、直接面会できた周辺住宅10軒中3軒あった。

#### ② 周辺住民向けの視点（検討会委員による評価）

- ・地域から愛される場所にすることが重要である。一部の利用者達だけのメリットに終わってしまわないようにすることも重要。従って、農園での成果を地域に還元することが必要。
- ・通常の利用者以外の周辺住民にも入って来てもらう仕掛けを設けることが大切である。そのためには、通りすがりの人も楽しめる場所づくりが必要。

例) 季節の花植えコーナーを設ける

(周辺住民が自分で調達した一年草の花苗を自由に植えていい場所を設ける)

#### ③ 利用者側の視点（検討会委員による評価）

- ・作業後にコミュニケーションタイムを設ける。
- ・敷地内（屋外）にスペースがあるとしても、季節によっては気候に左右されない室内スペースがあるとよい。
- ・近傍の公共施設（まちづくりセンター内のスペース）における、出張カフェ等の実施（例えば月1回モデル店が試験的に実施し、市内の喫茶店が持ち回りで行っていく等）。

#### ④ 福祉関係事業所からの評価

- ・保育園関係者による利用要望が出ている。

## 2) 既存のまちなか農園における検証

意欲を持つ市民が市有地や農地を活用して、既にまちなかの農園として開設している農園がある。運営者の協力を得て、まちなか農園を設置した成果等を以下に整理した。

### ① NAFファーム ※「NAF」は「ながくてアートフェスティバル」の略称

a. 所在地－長久手市野田農 201 番地（長久手市文化の家前）

b. 所有者－長久手市

c. 利用者－市民団体（ながくてアートフェスティバル）

#### d. 特徴

- ・市有地の雑草管理を行う市民団体が、管理の一環として畑としても利用。
- ・近隣住民、ながくてアートフェスティバル参加者、芸大准教授、農楽校生及び修了生、市職員等様々なジャンルの人がアートと農のコラボレーションを基本に農作業の体験を行った。
- ・市民参加によるまちの景観の維持・向上と地域住民のコミュニケーションの増進をめざすモデル事業として実施。

#### e. 実施内容

- ・長久手市の施設「文化の家」の敷地の一角にある空き地を平成 26 年から利用して、市街化区域内に市民が芸術と農を体験できる農園を設置した。
- ・利用形態は、共同の体験型（都市公園の分区園型ではない）。
- ・子ども向けの体験ファームも設置。
- ・収穫物は様々な食やアート、音楽のイベントにも活用している。このほか収穫にあわせた即食会の開催等も実施。
- ・自然農による野菜や穀物の栽培を行っている（栽培品目：夏－トマト各種、ナス、ピーマン、ズッキーニ、カボチャ、大豆。秋－白菜、茎ブロッコリー、大根、人参、蕪、真菜）

#### f. 運営

- ・月 1 回の会議を重ねながら実施。
- ・活動費：長久手市より草刈りの面積に従って、草刈り等の管理費用が支払われ、その費用をガソリン代、お茶代、種苗費、講師代等に使用。
- ・主なメンバー：農のある暮らし検討会メンバー等、関心の高い市民等 9 名。

#### ○「NAF ファームキッズ」について

- ・子どもたちの体験ファームとして設置。夏休みの研究課題の材料を提供。
- ・内容：植物の管理。みどりの小屋の植物の観察。アートの取り組みとして、作業時にかぶる麦わら帽子のデザインの作成。3つの課題を親子で取り組み、発表。

#### ○「NAF アートファーム」、「ベジファーム」、「斜面ガーデン」について

- ・キッズを含め畑法面の草管理。（月 1 回草刈り）
- ・文化の家の景観に配慮した管理。（花壇、看板等）。
- ・収穫物を使った食育料理教室の開催。

- ・ながくてアートフェスティバルへの参加。
- ・市民へのまちなか農園の周知活動を行うこととし、1年を通して、野菜の栽培を実施した。

#### g. 開催イベント

- ・8月19日 収穫体験&親子料理教室
- ・10月4日 枝豆収穫体験「その場で茹でて食べよう」
- ・11月22日 収穫体験&親子料理教室

#### h. 成果等

- ・参加者：通常はメンバーのみの活動であるが、イベントの際はメンバー外も含め、50名以上の体験参加者を得た。
- ・緑化施策への貢献：市施設の緑の維持管理作業の一端を市民が請負い、市の緑化施策に貢献した。
- ・関連事業との連携による啓発効果：毎年開催している「ながくてアートフェスティバル」というイベント活動と連携して、農園を運営したことで、これまで荒地であった空き地が、単なる農園ではなく、おしゃれて特徴的な畑へ変貌し、農の楽しさを伝えることができた。
- ・周辺住民も通りがかりの際、これまで雑草が繁茂していた場所が、きれいに変貌したことに対して良好な反応を示している。
- ・食育推進活動への発展：親も巻き込んだ子どもの農園体験活動は、食育推進活動に発展しつつある。

図：NAFファーム



(左上：全景、右上：案内看板、左下：渦巻き状畑、右下：キッズファーム)

## ② 中尾ファーム

- a. 所在地－長久手市岩作権代 45 番地（市街化区域に隣接した市街化調整区域）
- b. 所有者－個人
- c. 利用者－長久手田園バレー基本計画「街区農園」ワークショップメンバー等が参加
- d. 特 徴

- ・地域住民が借地をし、スタートさせた個人農園を、平成 25 年度に実施した田園バレー基本計画改訂事業の「街区農園」ワークショップメンバー、本協議会設置の検討会メンバーが参加・連携して、地域に開かれた「まちなか農園」として取り組んでいる。
- ・「どのようにできているかわからない野菜」を市民に見て、収穫して、食べてもらうまちなか農園を目指し、栽培品目を里芋、落花生栽培に決定。
- ・子供達を交えた親子体験型の農園として実施。
- ・収穫祭なども開催している。

### e. 運営

- ・平成 25 年度に実施した「長久手田園バレー基本計画」改訂事業の「街区農園」担当のワークショップメンバーを中心に勉強会を開催しながら運営。
- ・活動費等：畑の運営費用は参加料による。
- ・主なメンバーは検討会委員他 9 名。

### f. 開催イベント

- ・10 月 11 日「農あるくらしメール」会員及び農楽校生、近隣住民を対象に参加者を募り、生育状況の見学と勉強会を開催。
- ・11 月 3 日親子で里芋・落花生の収穫・料理体験を開催。
- ・12 月 28 日、次年度に向けた勉強会開催。

### g. 成果等

- ・目的を持って野菜の品目を限定し、野菜栽培を体験することで野菜の面白さ、おいしさを実感することができ、食育体験が深まることが実証できた。
- ・地域の人たちと野菜を通して交流することができた。
- ・老若男女、世代を超えて教え、教えられる、学び、学びあえる体験を共有できた。
- ・地域コミュニティ再生の契機となることが実証できた。（次年度は名古屋外国語大学と連携してまちなか農園を地域コミュニティ再生の方法として、大学カリキュラムの講座として実践することが決定している。農園面積を拡大予定。地権者の承諾済み）
- ・市福祉課が行っている地域を見守るための「支え合いマップづくり」（ご近所（50 世帯程度）ごとに、地域の情報（「この人は最近引きこもりがち」「あの人は向かいの家のおじいさんのお世話をしている」など）を、住民による話し合いにより明らかにし、住宅地図に記載することで情報を共有するもの。マップづくりを通して、地域にどのように悩んでいる人がいるのか、どのような人のつながりや支え合いがあるのかを再確認し、地域の見守り体制の充実を図るもの）の平成 27 年度協働事業として採り上げられる予定である。
  - ・体験参加者は 30 名以上。

図：中尾ファーム



## (6) まとめ

### 1) 今後に向けての課題

#### ① ハード面

- ・水道、トイレ等の設備について、隣接地に公園があるものの、畑用の水遣りや、車椅子対応のトイレとしては十分なものではないため、今後、設置していく必要がある。また、柏市のカシニワの事例のように、近隣住戸の協力を得られるようにしていくことも視野に入れる必要がある。

#### b. ソフト面

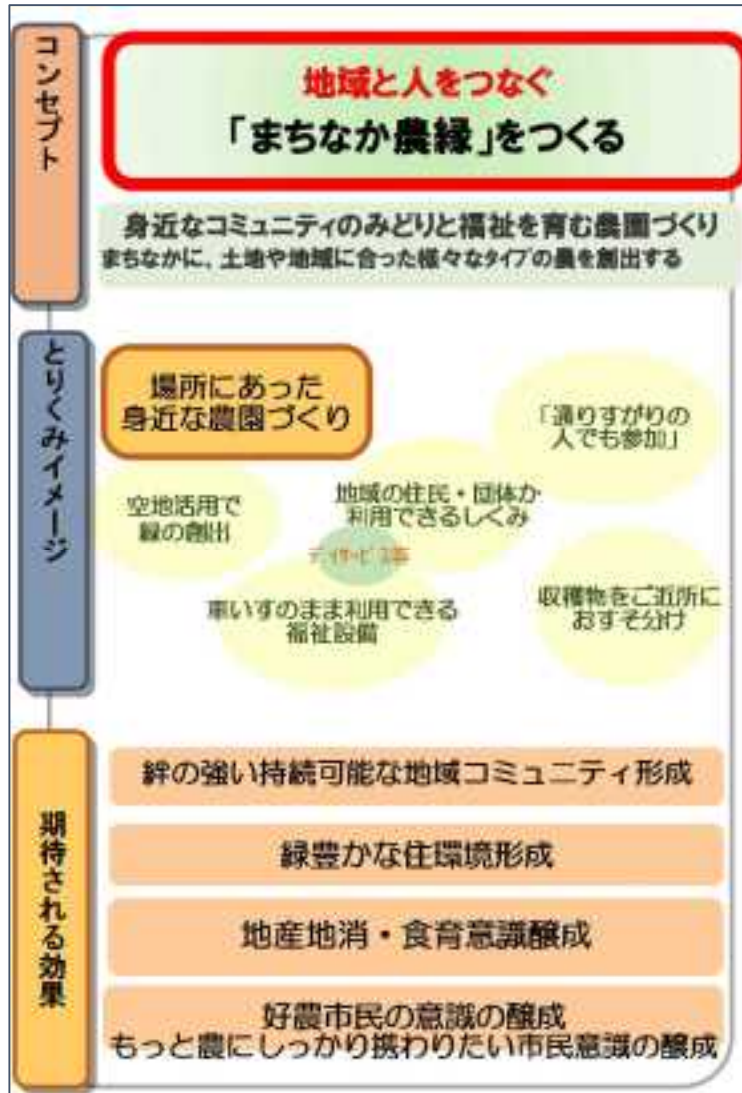
- ・今回の実験農園を充実させていくことを通じて、普及啓発に努めていく必要がある。
- ・航空写真による適性判断では、まちなか農園となる可能性のある土地は400箇所弱あると見込まれるものの、運営は地域で継続的に行われることが重要と考えられることから、初期段階では、土地を公募するという形式よりも、むしろ実際の「利用したい」というニーズが起こるところから実現化を図っていくことが重要と考えられる。

今回は実証調査の一環として、市、専門家、検討委員等が中心となって行ってきたが、今後も土地の提供者と利用者間の調整を図っていく方法についてさらに精査していく必要がある。

## 2) まちなか農園（農縁）プロジェクトの展開に向けて

まちなか農園（農縁）を展開していくために、コンセプト、取り組みイメージ、期待される効果等を以下のように整理する。

図：まちなか農園（農縁）プロジェクト概念図





## 第3章 マッチングシステム等の検討

### (1) 取り組み概要

#### 1) 耕作放棄地等の農地の利活用を促進するマッチングシステムの検討

田園地域の耕作放棄地解消には、やる気のある市民が耕作放棄地等の遊休農地を活用できる仕組みを構築することが重要である。

平成25年度の実証調査において「農地の貸し手と借り手のマッチング」が課題とされており、また、「長久手田園バレー基本計画」(改訂版)において、「農に関する相談支援・マッチング」が重点プロジェクトとして挙げられている。

このため、以下の対応を検討する。

##### <市民農園レベルと本格的農業との中間規模を対象としたマッチングの検討>

市民農園レベルと、本格的農業との中間規模(おおむね100㎡~1,000㎡)の農地のマッチングを想定。これは、既存の支援策等ではあまり対応が図られてこなかった領域である。

##### <単なる土地と人のマッチングだけでない仕組みや体制のあり方の検討>

中規模農地に必要な設備・機械などに対する支援策のあり方を検討する。また、マッチングに至るまでの手続き・信頼関係構築や地域のコミュニティや環境への貢献策等も視野に入れて検討する。

#### 2) 市街化区域内農地等を利用した緑・農のネットワーク形成方策の検討

まちなか農園の予備軍、候補地抽出を視野に入れて検討する。

#### 3) 里山周辺農地等のモデル地区におけるまちづくり等についての基礎的検討

長久手市が有する様々な都市的な環境に応じた、農のある暮らしづくりに等について検討する。

## (2) 現状把握

### 1) 市街化調整区域農地の状況

#### ① 市街化調整区域の農地

市街化調整区域には、約 300 箇所超の「水田」、約 900 箇所弱の「畑・果樹」、約 650 箇所の「その他自然地」がある。

表：市街化調整区域の農地の規模別箇所数

面積規模	農地等				その他自然地		合計	
	水田		畑・果樹園					
1:0-99 m <sup>2</sup>	2	1%	53	6%	87	13%	142	8%
2:100-299 m <sup>2</sup>	17	5%	213	24%	116	18%	346	18%
3:300-499 m <sup>2</sup>	21	6%	180	20%	72	11%	273	15%
4:500-1000 m <sup>2</sup>	56	17%	217	24%	129	20%	402	21%
5:1000 m <sup>2</sup> -	241	72%	227	26%	245	38%	713	38%
総計	337	100%	890	100%	649	100%	1,876	100%

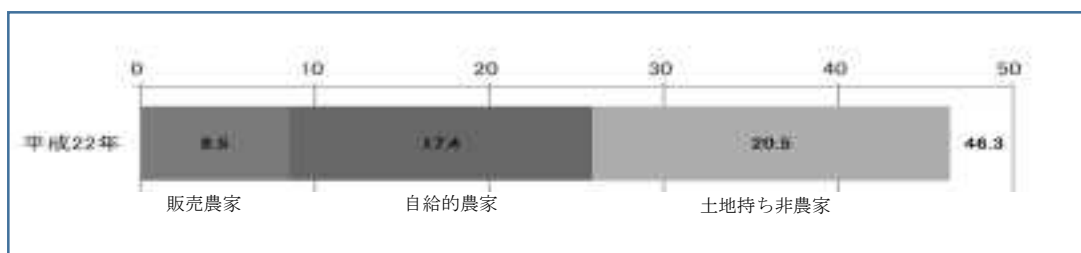
表：市街化調整区域の農地の規模別面積

面積規模	農地等				その他自然地		合計	
	水田		畑・果樹園					
1:0-99 m <sup>2</sup>	26	0%	2,680	1%	2,019	1%	4,725	1%
2:100-299 m <sup>2</sup>	918	1%	47,752	17%	9,445	4%	58,115	9%
3:300-499 m <sup>2</sup>	2,786	2%	56,580	20%	11,064	5%	70,430	11%
4:500-1000 m <sup>2</sup>	12,457	10%	78,375	28%	39,048	17%	129,880	20%
5:1000 m <sup>2</sup> -	112,402	87%	96,820	34%	166,346	73%	375,568	59%
総計	128,589	100%	282,207	100%	227,922	100%	638,718	100%

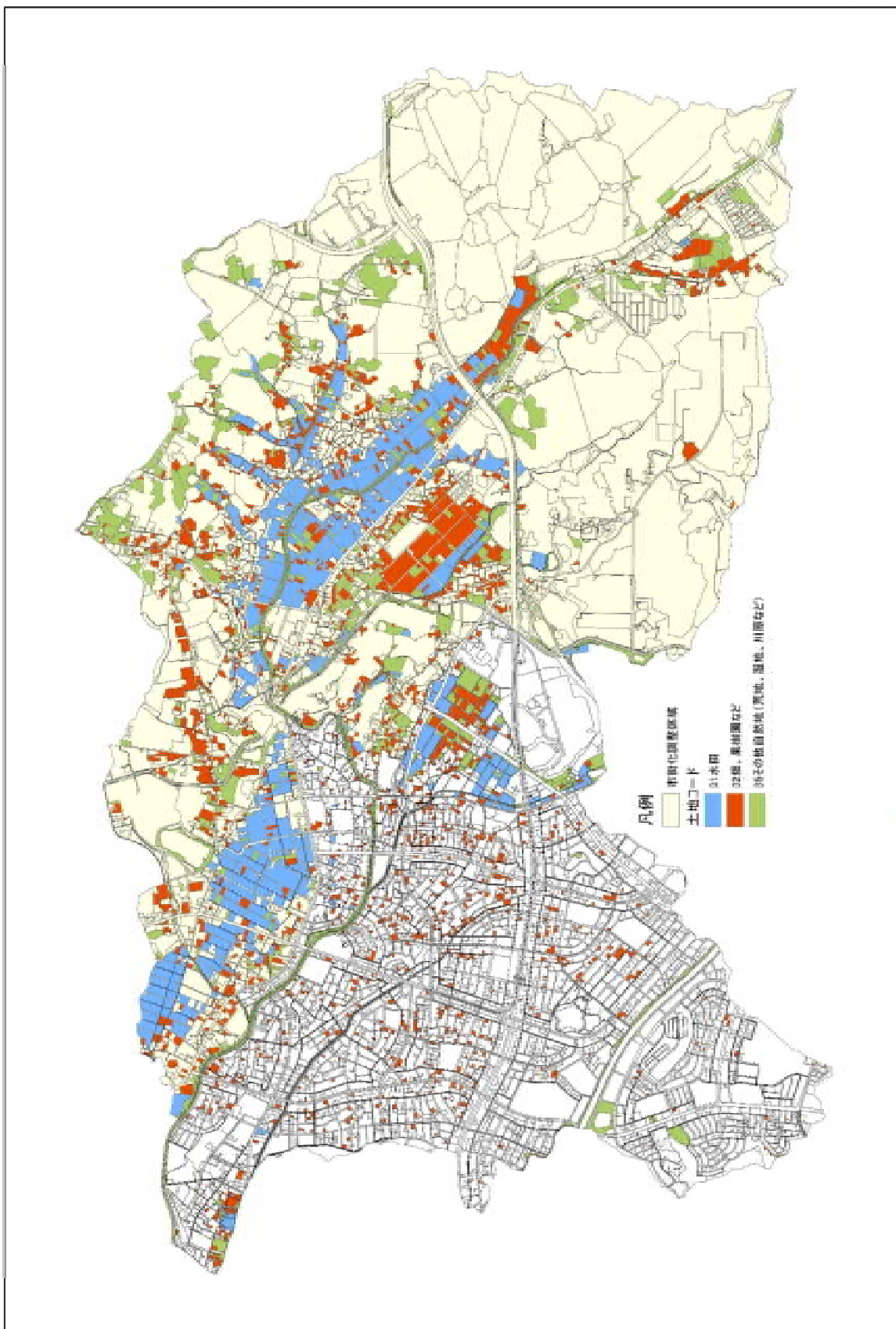
#### ② 耕作放棄地

耕作放棄地面積は、約 46ha と農地面積約 260ha の約 20%を占めている。また、耕作放棄地面積の中では、「自給的農家」と「土地持ち非農家」で多くなっていることが窺える。

図：耕作放棄地面積 (ha)



図：市街化調整区域の農地等



## 2) 農とのふれあいや耕作等を行うための既存の方法

現在、長久手市においては、市民農園、農楽校、農地利用支援に関する要綱などの制度があるが、一定規模（100 m<sup>2</sup>～1000 m<sup>2</sup>程度）の農地での耕作等を支援する仕組みがまだ十分整っているとは言えない状況にある。現在、長久手市で享受可能な市民が農に関わることのできる支援事業等は次の通りである。

### ① 行政設置の市民農園の開設

モデル農園「たがやっせ」の利用。1区画 30 m<sup>2</sup>、3年間（2年間の延長あり）。年間利用料1万円。実際の農業者によるモデル区画が設置され、農業者による栽培講習会、栽培指導等が受けられる。

### ② 行政が運営する「農楽校」の開講

農業技術を養うため、基礎コース（2年、年間1万2000円）、さらに、農力向上コース（1年、年間1万5000円）による農作業体験及び技術指導を受けられる。

### ③ 「農地利用支援に関する要綱」による耕作放棄地の斡旋

耕作放棄地を解消するため、既存又は新規農業者で耕作を希望する者を対象に、耕作放棄地の斡旋を図るもの。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業による利用権の設定のうち、賃借権または使用貸借による権利の設定に係る支援を行っている。斡旋に当たっての要件として、生産した作物を農産物直売所（あぐりん村）や給食センターに出荷することなどがある。

### ④ NPO等運営による市民農園の開設

NPO組織等が農家から特定農地貸付法に基づき、農地を借りて区画貸ししている。区画規模は30 m<sup>2</sup>程度である。

### ⑤ その他：援農等

耕作放棄等されている農地を100 m<sup>2</sup>程度から1,000 m<sup>2</sup>程度で作業補助等の援農により農作業に従事している状況が見受けられる。実態的には双方の信用・信頼関係の成熟が必要であり、両者をマッチングするためのシステムの構築が求められる領域である。

### (3) マッチングシステムの検討

#### 1) 市街化調整区域で市民が耕作している先行例の把握

市街化調整区域で遊休農地化している畑を市民が耕作している例について把握整理した。

##### ① 「農楽校」修了生等の取り組み

- ・耕作面積は 300～500 m<sup>2</sup>程度が中心。複数個所で耕作している者もいる。所属グループも複数にまたがっている場合がある。
- ・マッチングの経緯としては、農家、市民双方の相談を受けて市の担当者が受けて紹介している例が多い。
- ・特徴等として、市民が援農等を行うにあたっては、「真面目に耕作に従事してくれる」ということが土地所有者にとっての指標であり、依頼する面積も、実績と信頼に応じて拡大している例もあった。
- ・課題等として、耕作する規模が通常の市民農園よりも大きくなるため、常備するほどではないが、耕作機械が必要というニーズが複数上げられた。

##### ② 主婦等の取り組み

- ・規模は小さいものの、農家住宅近隣の、主に自作用地だったところを耕作しているケースがみられる。地主のプライベート空間に立ち入るため、信頼関係がより重要となる。このため、短期間で関係が解消されるケースもある。
- ・マッチングの経緯としては、農家、市民双方の相談を市の担当者が受けて紹介。
- ・場所：里山近くの斜面地等。

図：農学校修了生（上段）や主婦が（下段）耕作している畑



## 2) 神奈川県事例

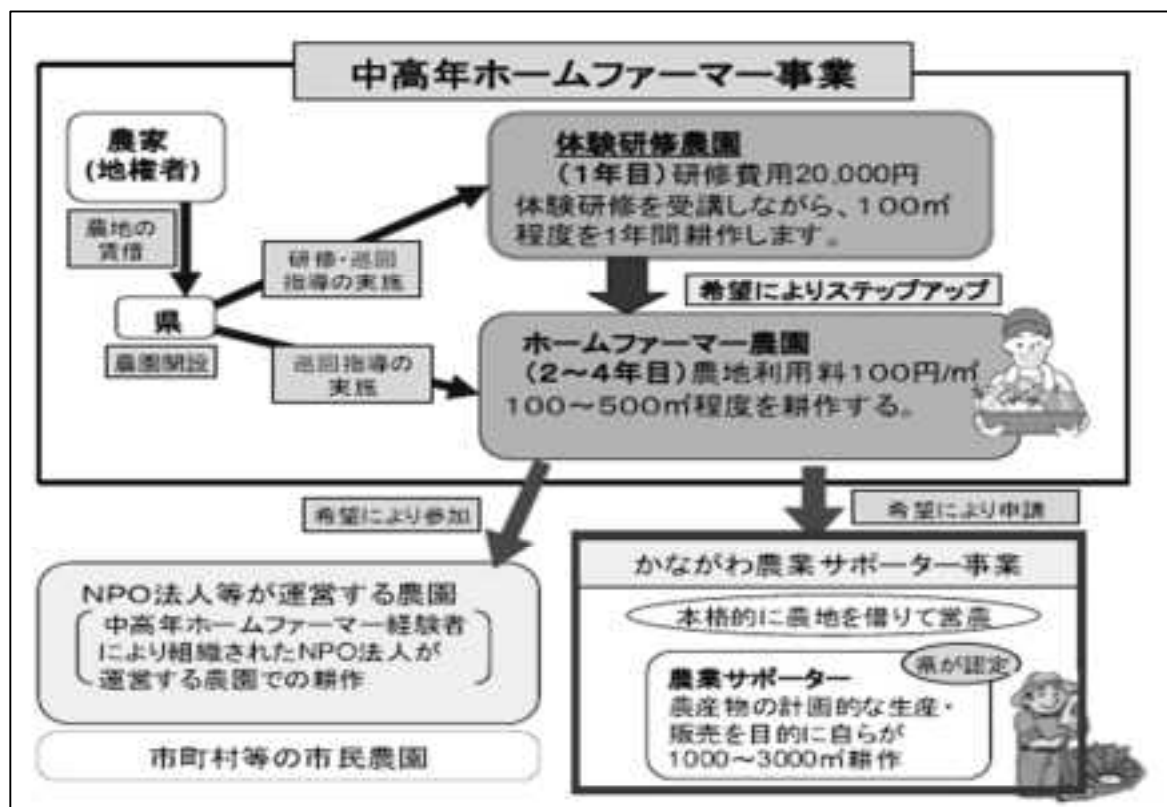
### ① 神奈川県中高齢ホームファーマー事業及び、農業サポーター制度

農地の有効活用のため、神奈川県は独自の事業として「中高齢ホームファーマー事業」及び、「かながわ農業サポーター事業」を実施している。

#### a. 神奈川県「中高齢ホームファーマー事業」

- ・ 県が耕作放棄地を借入れて農園を開設し、企業を退職したある程度時間に余裕のある中高年層へ広い農地を貸付け、農地の保全を行う。
- ・ 特定農地貸付法に基づき、県が開設している市民農園という形態をとっている。
- ・ 4年間農園を貸付けるが、1年目の方へ研修を年間10回程度行い、初心者でもある程度耕作ができるステップアップ型の農地貸付・研修制度となっている。指導は地域の農業者や県のOBなどが研修を実施する。通常の市民農園（30～40㎡程度）よりも規模が大きく、100㎡からスタートしているところである。2年目以降は、300～500㎡へステップアップさせ、そのために必要な技術を習得させている。

図：神奈川県「中高齢ホームファーマー事業」





## b. 神奈川県「かながわ農業サポーター制度」

### <趣旨>

- 平成 19 年度から、本格的に農地を借りて営農をする仕組み「かながわ農業サポーター事業」に取り組んでいる。中高年ホームファーマー事業はあくまでも市民農園の延長であり農産物の販売はできないが、「(ホームファーマー農園の 100~500 m<sup>2</sup>程度よりも) 広い面積の農地を耕し、販売まで行いたい」という利用者もいるため、これに応える仕組みを立ち上げた。
- 農業で生計を立てるレベルを期待しているのではなく、「耕作放棄地の有効利用」と言う観点で、中高年ホームファーマーからのステップアップという位置付けにある(本格的に農業をしたい場合は「就農認定制度」を推奨している)。

### <事業概要>

- 従来の 30 m<sup>2</sup>程度の規模の市民農園よりも広い面積で耕作し、農産物を販売する意欲と栽培技術を持った都市住民を「農業サポーター」として県が認定する。県が耕作放棄地を復旧し、農業サポーターに農地として管理してもらう制度(県単独事業)。
- 県の役割(認定と支援、農地への還元等): 「サポーターの認定」、「農地の貸借」の部分県が行っている。(農業公社が行っていた農地保有合理化事業とは違い、サポーター制度は特例事業と言う位置付け)。県が間に入り、四者(農家、サポーター、農業公社、県)で協定を結び、サポーターの支援を行う。耕作放棄地の復旧は、県が行う。
- 認定委員会(県、市町村、農業委員会、農協)を設け、サポーターが参入したい市町村毎に委員会を作り、実際にサポーターを審査し認定。
- サポーターにも指導員が付き、農協の営農指導員、県のOB、農家などが面倒をみる。(農薬の使い方、農作物の販売のフォロー等)
- 実績: 平成 25 年度までに、14 市 7 町で 145 名をサポーターとして認定。中高年ホームファーマーからのステップアップは約 6 割、残り 4 割は市町村の研修を受けた市民。認定者全員が営農できている訳ではなく、109 名が農地を見つけて約 17ha(元耕作放棄地)を営農している。
- 参考: 果樹の耕作放棄地解消事業として、「オレンジホームファーマー事業」がある。県が農家から耕作放棄された農園を借り受け研修農園として整備し都市住民を受入れている。



### c. 横浜市マッチングシステム

#### <趣旨>

- ・農地の貸し借りについての相談が個々に単発であり、一括した情報が得られていなかったため、農地を貸したい農家と借りたい農家を募集し、情報をデータベース化し、そのデータベースを活用し、農地の貸し借りを進めようという制度である。

#### <事業概要>

- ・平成 25 年度から先行開始し、平成 26 年度から本格開始。
- ・マッチングシステムの流れ
  1. 農地を借りたい農家、農地を貸したい農家が横浜市へ登録する。
  2. 農地を貸したい農家の農地情報を台帳へまとめ、農地を借りたい農家へ提供  
借りたい農地が見つかった場合は、横浜市が仲介をし、利用権設定でマッチング
- ・登録農家数（平成 26 年 8 月現在）
- ・農地の貸し手（35 箇所、約 3ha）、農地の借り手 70 人（認定農業者・規模拡大農家・新規参入者等）

図：横浜市マッチングシステム制度



### 3) マッチングシステムの検討

#### ① 基本的考え方

市街化調整区域に広がる田園地域や里山の農地等、長久手らしい景観を維持・保全するため、耕作放棄地の解消や、低未利用の農地を有効活用する必要がある。そこで、以下の考え方にに基づき、マッチングシステムの検討を行った。

##### a. やる気のある市民が農地を利用できるシステム

本格的に農業に従事する農家が少なくなっている現状を踏まえ、100 m<sup>2</sup>程度以上の一定の大きさの耕作をする、やる気のある市民の利用に供するシステムとする。

##### b. 自ら耕作しきれない農地所有者が安心して農地を提供できるシステム

同時に、農地所有者が単独では耕作しきれない農地をきちんと耕作してもらう<sup>→</sup>たり、あるいは、返還してもらいたいときに返還してもらえるよう、仲介する機関の立ち合いや契約書等に返還に係る規定の明記等により安心して貸すことの出来るシステムとする。

##### c. 長久手らしい景観とコミュニティを維持形成することに貢献するシステム

長久手田園バレー構想の出発点でもある、長久手の里山景観の維持形成にも貢献するマッチングシステムとする。

⇒ 「長久手田園バレーマッチングシステム」

#### ② マッチングシステムに求められる機能

上記仕組みを構築するため、以下の点に留意する必要がある。

##### a. 利用の継続性を確保する機能

- ・利用者が途中で辞めても代替りの利用者を斡旋できるようにする。

##### b. やる気があり、一定の技術を有する利用者を養成・確保する機能

- ・やる気のある市民の情報収集
- ・やる気のある市民意識の醸成（まちなか農園の展開等による啓発）
- ・一定規模以上の農地の耕作能力のある市民の養成（農楽校修了生等）

##### c. 農地所有者が安心して農地を預けられる機能

- ・情報収集・提供、あっせん機能

個人之力では難しいマッチング情報を迅速に情報提供する

利用してもらいたいと思える相手の抽出（試用期間の設定）

- ・契約内容調整機能

安心して借りる・貸すことのできる契約内容とその締結を進める仲介機能

(貸借は利用権設定などの他、基本的に当事者同士で締結する(第三者機関としてマッチング業務運営機関に登録する等))

- ・ 仲裁機能  
    トラブルの際の相談・仲裁

#### d. その他支援機能等

- ・ 農業用機械の貸与等の支援  
    (数百㎡の規模の耕作には、機械の利用が必要となってくる)
- ・ 両者をつなぐ担い手づくり

### ③ マッチングシステムの運営体制

前述した機能を充足するための運営体制を整える必要がある。

これまで多くの市民農園、農楽校などの事業を行政が担ってきたが、柔軟かつ迅速な運営を行っていくためにも、農業関係者、地元組織等により構成する組織を設立して運営していくことを検討した。

#### ○ 想定される関係者

行政 / 農協 / 農業関係者 / 農楽校生・修了生等関係者 / 福祉事業者 / まちづくりNPO / 飲食・食育関係者 / 自治会 / 地元大学等
---

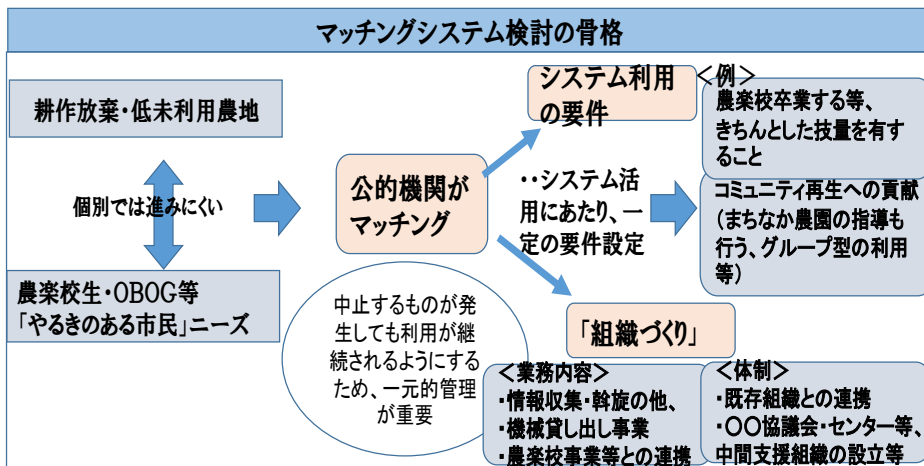
### ④ 田園バレーマッチングプロジェクト

マッチング組織を通じて、農学校事業を承継すること、「まちなか農縁」開設・耕作の指導等をする事も視野に入れる。マッチングを円滑かつ継続的に行うために、以下のプロジェクトを想定する。

#### ○ 想定されるプロジェクト

- |  |
|--|
| <p>a. マッチング事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農地のあっせん・仲介</li><li>・ 情報収集・提供</li></ul> <p>b. 借り手サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 耕作支援：耕作機械の貸し出し等</li><li>・ 農業技術養成事業（現在の「農楽校」機能）</li></ul> <p>c. 啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ モデル農園運営</li><li>・ まちなか農縁開設支援：まちなか農縁の設計、設備設置のアドバイス</li><li>・ まちなか農縁指導者派遣：まちなか農縁等へのアドバイス・指導派遣</li></ul> |
|--|

図：マッチングシステム検討の骨格



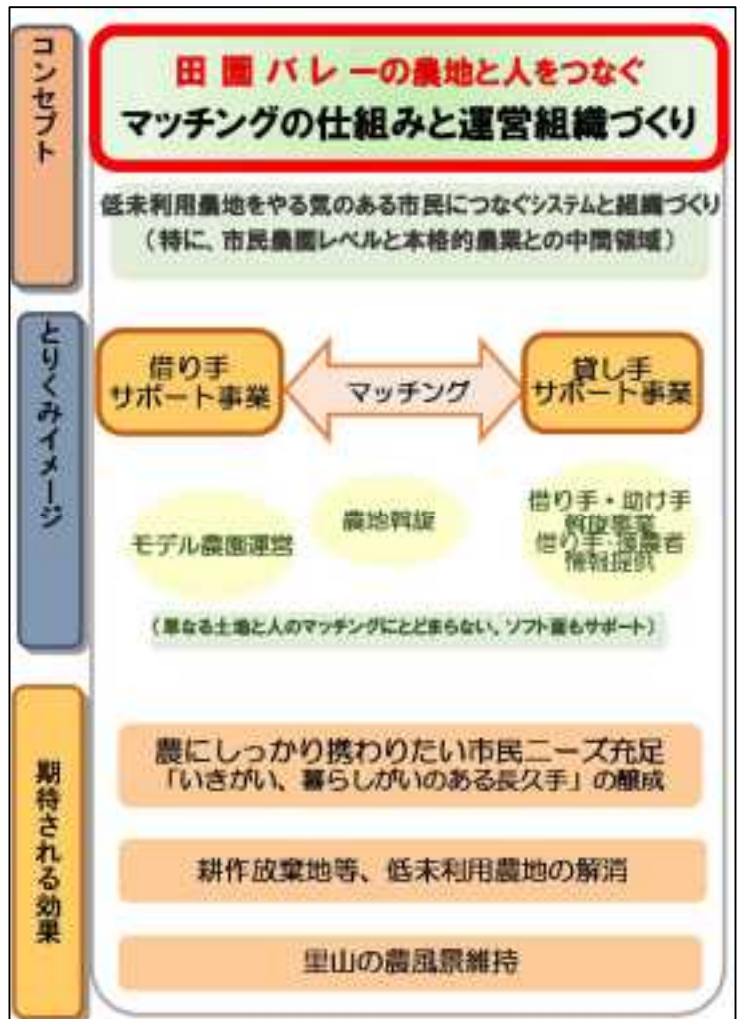
⑤ 今後に向けての課題

- ・使用貸借の設定方法の詳細検討（組織が農地バンクとして一旦借りて貸すか否か等）
- ・マネジメント組織の収支バランスの設定

⑥ 田園バレーマッチングプロジェクトの展開に向けて

まちなか農園（農縁）を普及していくために、コンセプト、とりくみイメージ、期待される効果を右図のように整理する。

図：田園バレーマッチングプロジェクト概念図



#### (4) 市街化区域内農地等の空閑地を利用した緑・農のネットワーク形成の基礎的検討

長久手市の市街化区域内には、1区画あたりの平均規模は0.6aと小規模であるが、約650箇所の農地、全体で約40haが残っている。一つ一つの規模は小さいが、長久手市全体の街区公園の合計は31箇所、計約6ha（平成25年長久手市統計）であり、数・量とも大きく上回り、これらの景観やみどりとしての設えやネットワーク化の工夫を図ることにより、生活環境としてゆとりある豊かな市街地形成が可能となる。

このため、今後、「市街化区域内農地等空閑地を利用した緑のネットワーク形成」を推進していくことを視野に入れたまちづくりに取り組むことが有効と考えられる。

以下のようにネットワーク形成の考え方を整理する。

##### 1) ネットワーク化の意義と考え方

**「まちなかの緑を増やす・緑をつなぐ」＋「まちなかのコミュニティ・福祉機能の向上」**

まちなかにおける景観やみどりとしての設えやネットワーク化の工夫を図ることにより、生活環境としてゆとりある豊かな市街地形成を図るとともに、地域コミュニティを育てていく取り組みとして考える。このため、「誰もが参加できる」というコンセプトで取り組む。

##### 2) 取り組みの考え方

###### ① ハードルを下げて取り組みの裾野を広くする

市街化区域内農地等の空閑地は、前章でまちなか農園として活用していくことを検討してきたが、全ての空閑地が畑等に適しているわけではないことを確認した。全てを農園とするのではなく、より簡易に設置・市民が参加できる方法を模索する。

・敷地の道路際部分の緑化、花・プランター類設置等

###### ② 協定・ルール化などにより、継続性を持たせる

個別地区レベルで緑化協定や景観協定などにより、協力してもらえる農地所有者等を増やしていく。

###### ③ みどりをつなぐ、見える化を図る

・緑をつなぐルートづくりなどが考えられる。  
・農に親しむことのできるまちのデザインやイベント等による「見える化」の促進。

##### 3) 具体的取り組みの案

###### ① 拠点施設、交差点等、アイストップでの緑化

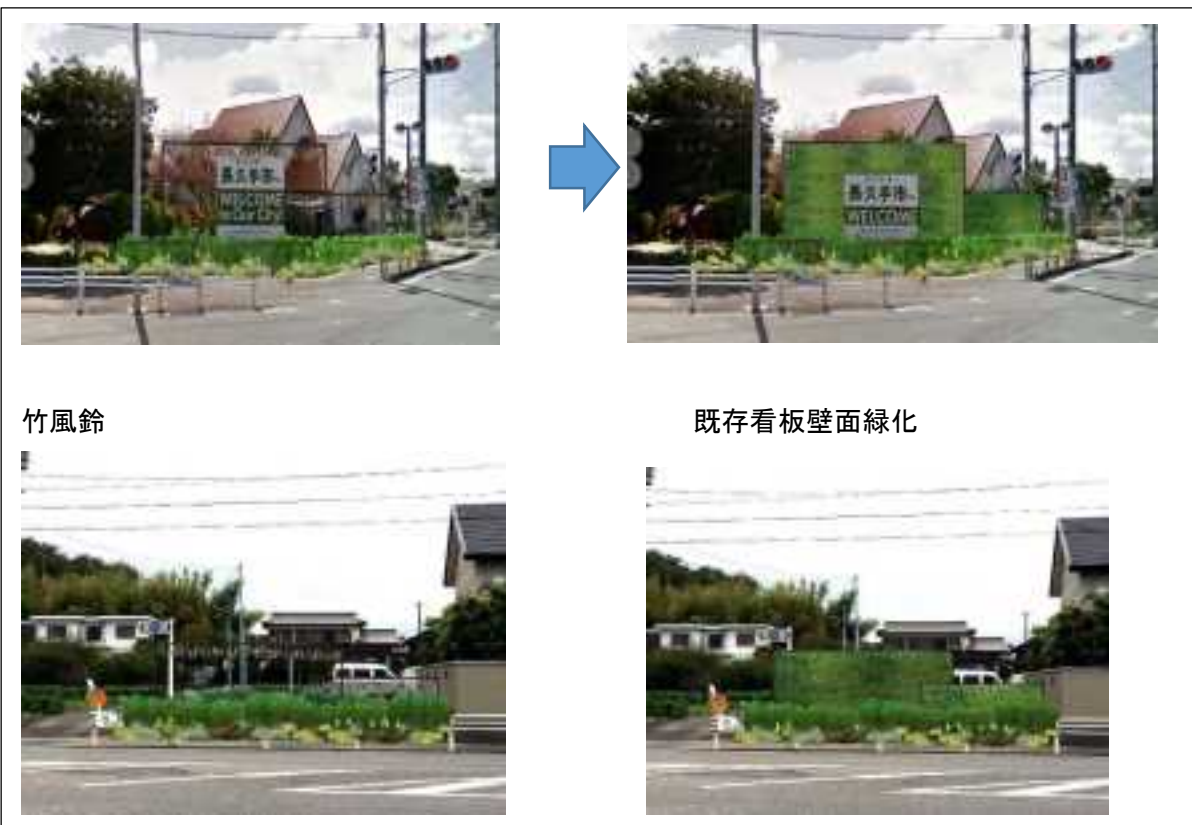
まちなか（市街化区域）における駅前や地域の拠点、要所となる交差点など、農の拠点となる施設の前面道路部分においてシンボリックな緑化デザインを施し、周辺にアピールする。



図：市の地域共生ステーションのあるJAの敷地道路際フェンスにおける緑化デザインイメージ



図：交差点部の緑化イメージ



## ② 小さなプランター「まちなか農園ミニ」

前面道路部分を活用し、花壇化を図ったり、統一的なデザインやマークのプランターによる緑化を図ったりすることにより、活動の裾野を広げていく。

まちなか農園ワーキングでは、裾野を広げるため、「土がない所でもまちなか農園」に取り組めるよう、イギリスの「チェルシーフリンジ」のように、活動を広めていくなど、どこでも誰でも参加できる運動にしていくことをめざすこととした。

実現方法としては、自宅前、自宅バルコニーの他、空き地等の地主の了解を取り付けて、花壇やプランターを設置する。

普及策としては、「常に緑にしておくこと」を条件に（おしゃれな）共通のデザインやマークの入ったプランターを提供できるようにする。

図： まちなかの緑化の裾野を広げる統一看板やプランターの例（「ニワやん」（柏市））



図： まちなか農園の実験場や既存カフェに設置した簡易プランター



#### (4) 里山周辺農地等のモデル地区における基礎的検討

長久手市の田園地域のある東部の市境付近は、丘陵地となっており、里山の風景が多く見られる。このスカイラインを維持していくことが重要な課題となっている。

市では、平成27年度から、平成こども塾のある里山付近の整備を検討することとしている。里山維持保全に向けて、里山の現状及び、里山付近の農地所有者に現状・課題等についてヒアリング等を行った。

##### 1) 里山の現状

長久手の里山は農道などの整備が十分進んでいないことから、踏み荒らされておらず、良好な自然的状況が残されていることが窺える。しかしながら、今後、一定のレクリエーション機能を有することにより、人の立ち入りが生じ得ることから、里山整備にあたっての配慮事項などについて検討しておく必要がある。

図：里山の風景



## 2) 農家ヒアリング

里山内で農地を所有している農家にヒアリングを行い、農地の維持管理上の課題等についてヒアリングを行った。

以下に整理する。

○X氏（里山の谷戸の奥に入ったところに田んぼを所有）（70歳代男性）

- ・高齢化してきて農地の維持は大変である。手伝ってくれる人がいればありがたい。
- ・ただし、いきなり他人に任せるということは難しい。
- ・一定期間手伝ってもらい、徐々に信頼を得て任せていくようになる可能性はある。
- ・単に援農するというだけでなく、近隣との関係もうまくできることが大事。

○Y氏（裏山の畑を主婦に援農耕作してもらっている方）（70歳代女性）

- ・市民に畑を手伝ってもらっても管理がきちんとはできないで数ヶ月で辞めてしまうケースがある。
- ・しっかりと頑張る人に耕作を手伝ってもらいたい。
- ・「この地域はこうしたい」というビジョンに賛同する人に参加してもらうのがよい。

## 3) 里山活動関係者

里山活動をしているグループがある。以下に整理する。

### ①「ながくて里山クラブ」

#### a. 活動目的

- ・現在ある「里山」を維持管理する
- ・崩壊しつつある、または崩壊している「里山」を再生する
- ・「里山」を経験することにより先人の先人の知恵を学び、消滅しつつある生活習慣、伝統、絆などを体験し、後世に伝える

#### b. 活動内容

- ・情報交換会、講演会、イベント、その他
- ・北熊の風景を本来の里山風景に修復する
- ・田んぼから得たイナワラでわらじ作りの後継者づくり
- ・正月飾り作りなどの古くからの文化を再興
- ・竹林の修復
- 知恵を学び、消滅しつつある生活習慣、伝統、絆などを体験し、後世に伝える

#### 4) 他都市における里山を活かした取り組み事例

##### ○「横浜ふるさと村」(神奈川県横浜市)

- a. 趣旨：谷戸の風景をこれ以上失くさないため、行政として街づくりの中で都市農業という位置付けで農地や、谷戸の風景を残し、市民に提供し理解してもらう。
- b. 事業：昭和 58 年横浜市青葉区寺家町に寺家ふるさと村が指定され(開村はS 6 2年)、舞岡ふるさと村は、二号地として平成 2 年に指定された(開村は平成 9 年)。  
寺家ふるさと村は青葉区の北部(町田寄り)にあり、駅からも若干離れている。舞岡ふるさと村は市営地下鉄駅を中心として広い面積(102.7ha)を展開しており、その周囲には市街地が広がっている。

##### <舞岡ふるさと村について>

- a. 区域面積：102.7ha(農地：35.3ha、山林：24ha、その他：43.3ha)
- b. 区域指定：市街化調整区域、農業振興地域(農用地区域)かつ農業専用地区である。  
農用地区域にさらに農業専用地区を指定することで農地保全課の事業を優先的に導入している。(農業専用地区かつふるさと村にもなっている)
- c. 事業に至る経緯：農業振興地区ではあるものの、交通アクセスが良く、何もしなければ開発の圧力がかかってしまう。農家は農業を続けてゆきたいという意向があったため、ふるさと村に指定し、土地改良も実施した。
- d. 地下鉄駅前に「舞岡や」(JA直売所)などがあり、市民が買い物に来るにも便利な立地である。
- e. 農業者数：55戸。
- f. 事業推進体制：舞岡ふるさと村推進協議会(事務局：横浜農協の舞岡支店)  
舞岡ふるさと村虹の家管理運営委員会があり、総合案内所虹の家の管理も行っている。
- g. その他、土地改良事業などを実施している。
- h. 市費単独で整備(農地の基盤となる土地改良事業の支援を実施)
- i. 舞岡ふるさと村整備事業の内容
  - ・土地基盤整備関係：土壌整備、灌漑排水施設の設置  
湿った土地には暗渠排水を入れて生産性を高め、市民がもぎとり観光できるように整備。  
舞岡土地改良区もあるため、そちらの土地改良事業も実施している。
  - ・近代化施設整備関係事業  
トマトの栽培温室、舞岡や、ハム工房などの施設整備  
市民が体験したり購入したりできる施設の整備
  - ・地域環境整備関係事業  
ふるさとの森など、自然と触れ合える場所の整備(トイレや休憩所などの施設整備)
  - ・ふるさと村施設整備関係事業  
虹の家、ふれあい広場(ふるさとの森内)等、市民と農業者の交流拠点となる施設整備

##### <主要施設と管理主体>

- ・農畜産物出荷貯蔵施設：「舞岡や」など(国費対象事業)  
管理は農協が行っており、出荷組合が運営を委託されている。
- ・農畜産物処理加工施設：ハム工房まいおか(国費対象事業)
- ・農作業管理休養施設：トイレ、休憩施設など
- ・体験温室：11棟程度
- ・高品質堆肥など供給施設：堆肥を作って地域へ還元している。
- ・地域農業総合管理施設：虹の家  
建物、土地は市の財産となっており、運営委員会へ無償で貸付けている。  
普段は運営委員会が雇用したスタッフが案内や管理を行うが、大規模な修繕などは市が行う。



図：舞岡ふるさと村



総合案内所

直売施設

水路と遊歩道



## 5) まとめ

里山の周辺農地等のモデル地区における農住調和型まちづくり等の基礎的検討について、重要と考えられる観点を以下のように整理する。

- ・ 里山周辺のコミュニティの維持・再生

里山環境の物理的な維持管理だけでなく、里山周辺のコミュニティも維持・再生していくという観点が重要となる。

- ・ 里山整備の具体化を図るに当たり、地域住民・関係団体が情報共有、意思疎通を図りながら検討を進めていくことが重要となる。
- ・ 特に農地の維持・利用等については、農家や近隣農地との信頼関係等にも十分配慮しながら進めていくことが重要である。
- ・ 検討・推進に当たっては、協議会等を組織し、事業の推進を図る。



## 第4章 情報発信：『農』をテーマとしたまちづくりの普及啓発活動

### (1) 取り組み概要

#### 1) 目的・趣旨

長久手市においては、農を活かした様々な取り組みが行われているが、田園バレー構想の認知度が必ずしも高くないなど、普及啓発のためには、情報発信は依然として重要な課題となっている。このため、まちなか農園など長久手における『農』をテーマとしたまちづくりに係る様々な取り組みを広く市民等に情報発信し、市民の理解と参加を促進するための取り組みを行う。

#### 2) 取り組みの視点・内容

以下に、取り組みの視点や内容の概要について整理する。

##### ① 取り組みの視点

情報発信による効果として、以下の視点をもって取り組む。

○様々な活動と人をつなぐ情報のプラットフォームを提供する

- ・長久手の農に関わる様々な情報の収集と発信、コラボレーションの場づくりをめざす。
- ・長久手における農のある暮らしに関する様々な情報発信・情報共有の場づくりをめざす。

##### ② 収集・提供する情報の内容

収集・提供する情報は、長久手における農に関わる分野・活動等であり、概ね以下の内容とする。

農楽校 / まちなか農園 / 市民農園 / 体験農園 / 直売所 / 里山 食育 / 飲食カフェ / 収穫体験 等
--

##### ③ 情報発信の方法

以下の方法による発信を行う。

- a. インターネットのweb サイト
- b. 紙媒体
- c. まちなか農園に係る活動
- d. シンポジウムの開催

##### ④ 実施体制

実施に当たっては、メディアデザインに係る、媒体の作成に通じた、大学研究室等、地域の人材・機関等を活かして取り組むこととする。

##### ⑤ 期待される効果

- ・ 地場野菜を活かした第 6 次産業の創出
- ・ 活動主体間のつながり形成
- ・ マッチングシステムの情報収集・提供機能

## (2) 情報発信システムと情報媒体による発信

### 1) 基本的考え方の整理

情報発信システムと情報媒体による発信について、基本的考え方を整理する。検討に当たっては、メディアデザインの専門家（愛知県立芸術大学メディアデザイン研究室石井晴雄准教授）のアドバイスを得て取り組んだ。

#### ① 社会的背景と情報を共有するシステムの構築の基本的考え方

- ・ 現在の長久手市：多種多様な年齢層や社会的バックグラウンドをもつ住人がおり、意志の疎通や情報を共有することは簡単ではない。
- ・ 近年はインターネットやスマートフォンの普及、Facebook、Twitter などの SNS が発達し、物理的な次元においてではなく情報の次元において情報の伝達や共有ができるようになってきている。
- ・ インターネットを介すことで、新旧の多様な年齢層、多様な社会的バックグラウンドを持った住人がフラットなコミュニケーションを行うことができる可能性が出てきている。
- ・ web サイトや Facebook ⇒ 個人が情報を発信しているケースにとどまっている。



#### 「情報を共有するシステム」の構築

- ・ 地域で活動している人達の最新の情報を集約、共有できるサイトをつくり、「地域のニーズに合致した最適な機能を備えた独自の情報集約と共有システムを立ち上げ、運営する

#### ② 情報発信システム（「ながくてゆいまある」）の構成等

##### a. インターネット・紙媒体を活用した広報媒体の作成

地域の情報を投稿して共有する web サイト群とその広報媒体を制作する。そのサイト群およびしくみを「ゆいまある」と名付ける。（「ゆいまある」とは「ゆい」（結＝共同、協働）と「まある」（回る）が合わさった「共生・共存・相互扶助」の精神を意味する沖縄の言葉より命名）

##### b. 媒体の構成

###### ○「ポータルサイトながくてゆいまある」

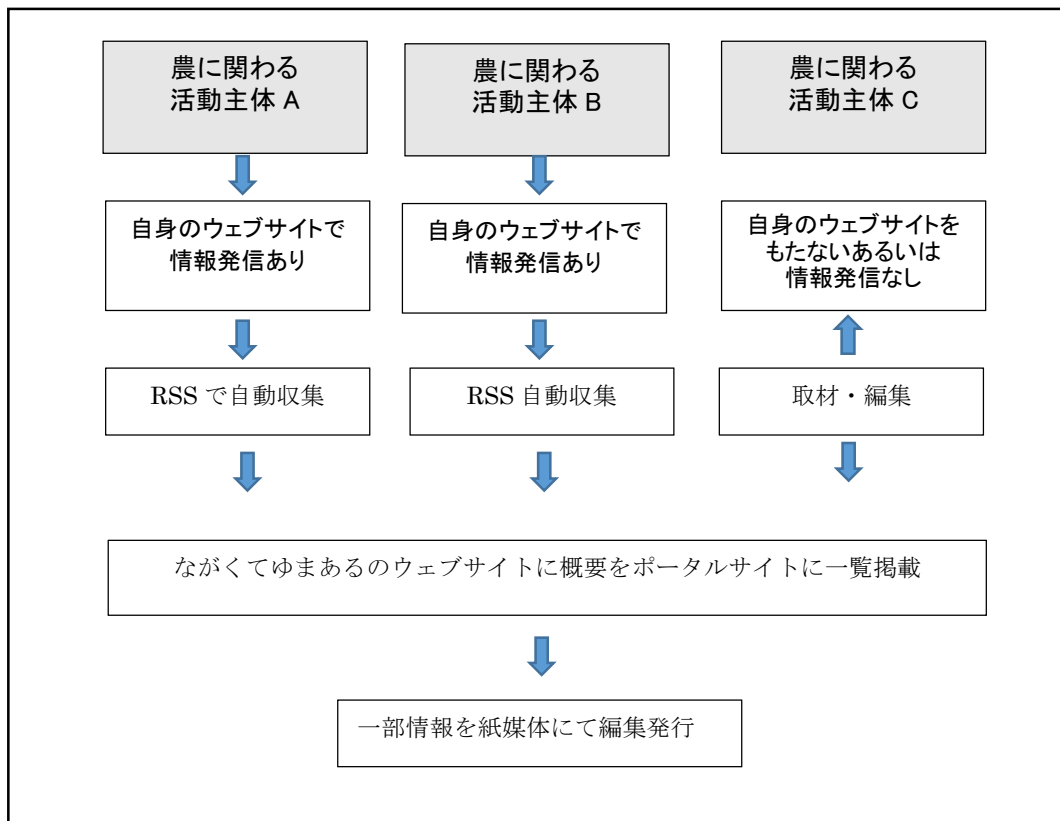
農に関わる活動情報を収集し、ウェブサイトにて一覧紹介する「ポータルサイトながくてゆいまある」を作成する。活動主体が自身のウェブサイトにて情報発信を行った場合、ウェブサイトの更新情報を自動的に配信する RSS 機能を活用して自動的に収集し、一覧紹介する。リンク先の設定に関するメンテナンスを除けば、基本的に運営管理は軽微で

あるというのが特徴である。

### ○「ながくてゆいまあるかわら版」

ウェブサイトを持たない活動主体等を取材し、紙面による「ながくてゆいまあるかわら版」として記事掲載やマップにプロット等を行う。

図：情報媒体の運営イメージ



## 2) 情報発信媒体の成果物

### ①ポータルサイト「ながくてゆいまある」のウェブ画像（抜粋）





# ながくて ゆいまある

2015

ながくてゆいまあるかわら版

ながくての農ある暮らし











### (3) シンポジウムの開催

#### 1) 開催趣旨

都市と農が共生した長久手の実現に向け、暮らしの中の農の役割を再発見し、その活用法について考えるシンポジウムを開催した。

#### 2) 開催日時・場所等

- 日時：平成26年2月15日（日）
- 会場：長久手市 文化の家 光のホール及び食文化室
- プログラム
  - ・プレイベント：パネル展示・映像
  - ・シンポジウム（調査報告、基調講演、パネルディスカッション）
  - ・アフターイベント：交流会
- 定員：100名（参加数80名）

#### 3) シンポジウムのタイトル・テーマ

- タイトル：「長久手市 農をテーマとしたまちづくりシンポジウム 2015」
- テーマ（サブタイトル）：～「長久手をたがやす、田園創生、農ある暮らし」～  
テーマ（サブタイトル）に込めた意味は以下の通りである。
  - ・「長久手をたがやす」（＝長久手の様々な担い手や活動を掘り起こして結ぶ）
  - ・「田園創生」（＝耕作放棄地の市民利用により田園風景を維持するとともに、  
高齢過疎化傾向の集落活性化を図る）
  - ・「農ある暮らし」（＝長久手のまちなかでも農を契機として、  
コミュニティづくりをめざす）

#### 4) 主な内容

##### ① 長久手における『農』をテーマとしたまちづくりの取り組み状況の紹介

- 農のある暮らしづくり「田園バレー構想・計画・事業」の歩み
- 平成25～26年度「農をテーマとしたまちづくり」の紹介
  - ・まちなかの身近な農を契機とした持続可能なコミュニティの場づくり「まちなか農縁」
  - ・田園地域・里山地域の農をつなぎ、活かす仕組み「田園バレー創生システム」の構築
  - ・長久手の農の情報を共有し、活動をつなぐポータルサイト「ゆいまある」の立ち上げ

##### ② 基調講演 「市民が担う農と共生したまちづくり」

秋山弘子氏（東京大学高齢社会総合研究機構特任教授）より、高齢者になっても地域との関わりを持ち、いきがい、やりがいのある暮らしづくりについて、「農」を通じて講演していただいた。

- ・地域で暮らす市民が（遊休農地等の）農に関わり、「いきがい就労」を実践（事例紹介など）
- ・若者から高齢者まで、多様な職能や生活環境を持つ市民が、地域のために出せる「時間」

や「能力」をシェアしていくことで、地域のまちづくりを推進する等。

### ③ パネルディスカッション（テーマ「長久手をたがやす、田園創生、農ある暮らし」）

コーディネーターには、農をテーマとしたまちづくり検討会座長の小池聡氏（名城大学都市情報学部教授）、パネリストには、以下の長久手市の農をテーマとしたまちづくり関係者に参加いただいた。

- ・まちなか農縁のコンセプトづくり、プランニングに携わっている方
- ・新規就農で耕作、給食食材生産をしている方
- ・里地・里山で農に携わっている方
- ・農をテーマとしたまちづくりの情報発信に関わっている方
- ・行政関係者

長久手市における農をテーマとしたまちづくりを今後さらに展開していくためには、どのようなことに取り組んでいくとよいのか、パネリストからコメントをいただいた。

#### A. 「まちなか農縁」関連

⇒「農福連携の持続可能なコミュニティづくりーまちなか農縁の展開に期待すること」  
「まちなか農園（縁）」などにおいて、身近な農や緑を育むことによって、どのような持続可能なコミュニティをつくることできるか。

#### B. 「田園バレー創生システム」関連

⇒「田園地域の農の市民利用等による耕作放棄地の解消と集落活性化等、  
新しい農ある暮らしのモデルの可能性」

#### C. 情報発信システム「ゆいまある」関連

⇒「長久手市の農の情報を集約・発信することで、どのようなことが可能になるか」

#### D. まとめに向けた議論

現在、長久手市における農をテーマとしたまちづくりの取り組みには、上記3つの側面があるが、これらの取り組みをうまく絡ませつつ、「長久手市における農をテーマとしたまちづくり」をさらに発展させていくためには、今後、それぞれの主体がどのような役割を担っていくとよいか。



## ＜結果＞

- ・ 来場者：長久手市以外の名東区、瀬戸市からの参加者もあった。
- ・ シンポジウム参加数：80名（交流会参加数：30名）
- ・ 来場者アンケート結果（回収39件）：全般的な印象には好評であった。特に基調講演が「セカンドライフ」、「多毛作」というキーワード等であり、良かったという意見があった。
- ・ その他：地元ケーブルテレビが取材編集したビデオを放送、長久手市役所のオンライン動画でも視聴可能となっている。

図：シンポジウムの様子

### ■ 農をテーマとしたまちづくりポータルサイト映像、かわら版の紹介



### ■ パネル展示



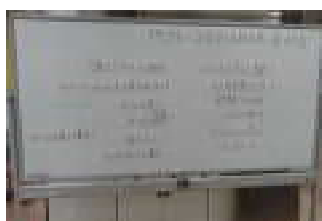
### ■ 基調講演



### ■ パネルディスカッション



### ■ 交流会（地元農産物を食材にした食育講座）



## 第5章 まとめ

### (1) 検討の成果

#### 1) 長久手市「農」をテーマとしたまちづくりにおける3つの取り組みとその連携

長久手市における「農」をテーマとしたまちづくりについて、これまでの検討成果を整理すると次図「長久手市農をテーマとしたまちづくりの構成イメージ」のようになる。

##### ① さまざまな課題の存在

長久手市における魅力的な資源とも言える農地などの緑は、市民の農への関心の高まりや地域コミュニティ形成、遊休・低未利用農地の存在、農業の担い手の減少、里山地域の維持保全、田園バレー事業の認知度等の観点から、さまざまな課題やニーズを抱えている。

##### ② 3つの取り組みの創出

上記課題解決に向けて、「まちなか農縁」、「マッチング」、「情報発信」それぞれのプロジェクトについて、そのコンセプト、取り組みイメージ、期待される効果について調査、検討等を行ってきた。

##### ③ 3つの取り組み相互の関係性について

「まちなか農縁」、「マッチング」、「情報発信」それぞれの取り組みは、個々に独立しても成立し得るが、上記課題解決に向けて、相互に連携させることで効果を高めることを想定している。

- ・「まちなか農縁」は、市街地内の空き地活用とコミュニティ形成にとどまらず、ここでの活動を契機に市民の農への関心を高め、東部の遊休農地を活用する人材の啓発の場とも想定する。
- ・また、既に農に関心のある市民が通う「農楽校」は、その卒業生が活躍の場を遊休農地での耕作をすることに留まらずに、まちなか農縁での農作業の指導や運営のサポーターとしての役割も期待される。
- ・「情報発信」は、農に関わる様々な活動や人をつなぐツールとしてためのものであるが、特に、ここで新たに創出する「まちなか農縁」や遊休農地、低未利用農地の貸し手と借り手の「マッチング」に役立つ情報収集・発信機能としての役割を担うことで、長久手市内の農に関わる様々な取り組みがより活性化していくことを想定している。



図：長久手市農をテーマとしたまちづくりの構成イメージ





## (2) 今後の取り組み

### 1) 各事業の実現・充実化に向けた当面の取り組みイメージ

今後の各事業の実現・充実化に向けて、推進組織の立ち上げと事業構築が必要となる。  
以下に推進組織づくりや事業構築、年次別展開イメージについて整理した。

#### ① 推進組織・事業構築について

これまで農楽校等の関連する事業は長久手市の直営事業を基本に取り組んできた。しかし、農をテーマとしたまちづくりの利用対象は長久手市民のみならず、隣接する名古屋市は周辺の近隣市からも想定されることから、より柔軟な事業運営ができるよう、その受け皿となる組織と事業の構築を目指すこととする。

実現に向けて概ね3段階のステップを想定する。

#### <STEP1> 既存団体・事業者との連携

地元行政、JA、農楽校卒業生等、農に関連するNPO団体、福祉事業者等を構成母体とする団体が連携して、協議会体として協議を行う。

#### <STEP2> 既存関連事業の引受け

市の既存事業として、農の技術指導・養成事業として「農楽校」や、モデル農園として「たがやっせ」を行っているが、この事業の運営管理を、長久手市民および周辺市の利用にも供することが可能となるような受け皿組織（「(仮)長久手『農』ある暮らしづくり推進センター」（農をテーマとしたまちづくり推進母体））の構築をめざす。

そのための組織として、農をテーマとしたまちづくりを推進する法人の設立（NPO法人もしくは一般社団法人等）をめざす。

#### <STEP3> マッチング事業の実施と関連事業のリンケージ

耕作放棄地解消、里山風景の保全等を目的とした農地の貸し手と借り手のマッチング事業の実施をめざす。実現にあたり、あっせんルールやマッチングルールの詳細について制度を確立するとともに、マッチング事業に係る支援制度やメニューづくりの導入を図る。また、農楽校卒業生からまちなか農縁運営管理の指導者派遣にも取り組むことをめざし、各事業を有機的に連携して相乗効果が現れるように取り組む。

図：推進組織・事業構築イメージ





## ② 実現に向けたスケジュールイメージ

### <まちなか農縁>

平成 26 年度は、市有地を活用した実験農園の開設に取り組んだ。平成 27 年度も引き続き実験農園の運営における検証作業を進めるとともに、まちなか農縁の普及・啓発に努める。特に、平成 27 年度は、長久手市において都市緑化フェア事業が開催されることから、当該事業と連動して、まちなか農縁の普及・啓発に努める。

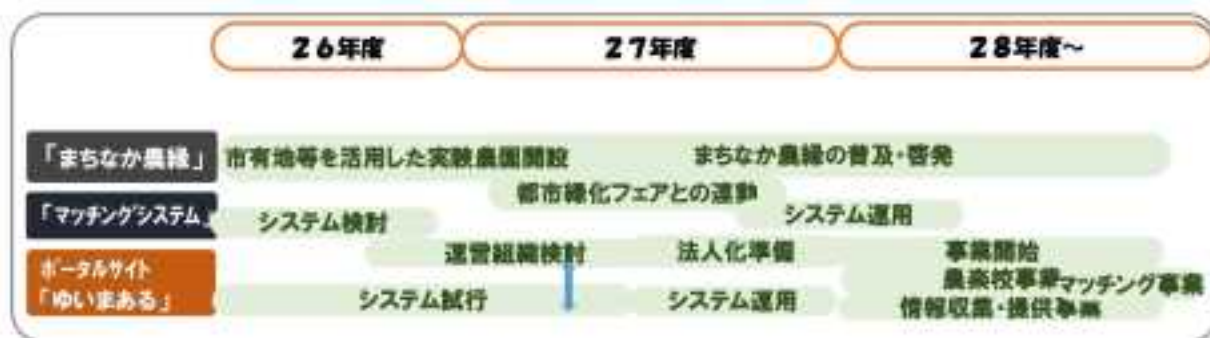
### <マッチングシステム>

平成 26 年度は、マッチングシステムについては既存事例・制度の収集を中心に検討を行ってきた。平成 27～28 年度にかけて、システムの構築と運用の実現に向けて運営組織検討・組織の法人化に向けた準備に取り組む。

### <ポータルサイト「ゆいまある」>

平成 26 年度は、ポータルサイトのシステム構築と試行を行った。平成 27 年度は、安定的なシステム運用を目指して、ポータルサイトの公開を行う。平成 28 年度からはマッチングシステムと連携して、農楽校の募集、マッチング事業の紹介等、情報収集・提供事業を担うことを想定する。

図：実現に向けたスケジュールイメージ



< 概要資料 >





<概要資料>

調査名	長久手市における「農」をテーマとしたまちづくり推進実証調査
団体名	長久手市『農』をテーマとしたまちづくり推進協議会
背景・目的	<p>■ 1. 地域の概要</p> <p>当市は、名古屋市中心から東方約 15km、尾張丘陵と濃尾平野が接する所に位置する面積約 21.54k㎡、人口 52,873 人（平成 26 年 2 月 1 日現在）の都市である。市内中心部を一級河川香流川が西流し、小丘が点在する地形を呈している。</p> <p>市内は西部の住宅地と東部の田園地域に大別される。農地の面積は約 260ha と市域全体の約 12%を占め、農地の内、市街化区域内農地は約 17%で畑が中心である。調整区域内農地は約 83%で、水田が河川流域を中心に広がっている。</p> <p>■ 2. 背景・目的</p> <p>長久手市では平成 11 年、全国に先駆け「農ある暮らし・農のあるまち」の実現を目指し「田園バレー構想」を定め、取り組みを進めてきた。25 年度については、近年の社会環境の変化を踏まえ、「田園バレー基本計画」の改訂を行うこととしているため、この改訂作業との整合を図りながら、国交省から「集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査を受託し、市街化区域内農地の多面的機能の活用（福祉等）や集約型都市形成における農・住調和型まちづくりの方策をとりまとめた。26 年度は 25 年度にとりまとめた方策のうち、先導的・効果的な事業について重点的に着手することとし、本実証調査においては、①都市住民への農のまちづくりの実践的な啓発・福祉機能導入に資する市街化区域内農地の活用モデル “まちなか農園の試行開設” 及び、②耕作放棄地解消対策等として、“農作業を希望する市民と農地所有者のマッチングシステムの検討” の 2 点を機軸に、市街化区域内農地等の空闲地を利用した緑・農のネットワーク形成及びモデル地区における農・住調和型まちづくりの検討を行う。調査実施に当たっては、市の関係部局間連携に加え、地元農業関係者、まちづくり・福祉に係る学識、市民団体、専門機関のノウハウも活用した公民連携体制で取り組む。</p>
調査内容	<p>(1) まちなか農園の設置・運営にかかる取り組み</p> <p>市街化区域内の市有地を活用して、まちなか農園の設置・運営に関する社会実験を行い、その効果的な方法を模索。実施にあたっては、先進事例の現地調査を行い、自主管理運営システム、福祉的利用方法やコミュニティ形成、景観・緑のネットワーク化、小規模敷地の有効活用等の観点から取り組む。継続性確保のため、25 年度調査メンバー中心に検討会設置し、全体での検討会の他、テーマ別ワーキングや視察、ワークショップにも参画を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事業者ヒアリング：9～11 月：4 団体（障がい者就労系 3、デイサービス系 1）</li> <li>・まちなか農園ワーキング：10～12 月：3 回（コンセプト検討、福祉機能導入検討等）</li> <li>・先進事例視察：10～11 月：3 か所（柏市（カシニワ制度）、大阪（みんなのうえん））</li> <li>・まちなか農園展開可能性のデータ整理（8～2 月）</li> <li>・検討委員会開催（3 回：9 月、11 月、2 月）</li> <li>・ワークショップ（3 回：1～2 月）レイズドベッド制作、看板作成、近隣説明ヒアリング</li> </ul> <p>(2) マッチングシステム等の検討</p> <p>耕作放棄地等の農地の利活用を促進するマッチングシステムの検討、市街化区域内農地等を利用した緑・農のネットワーク形成方策の検討、里山周辺農地等のモデル地区における農・住調和型まちづくり等についての基礎的検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に農地を借りて耕作している市民へのヒアリング：8～9 月、農学校卒業生等 5 グループ</li> <li>・農地を貸している農家ヒアリング（2 件）</li> <li>・先進事例視察（2 地区：横浜市マッチング事業、神奈川県農業サポーター制度）</li> <li>・ワーキング検討会：（3 回、8～2 月）</li> </ul> <p>(3) 『農』をテーマとしたまちづくりの普及啓発活動</p> <p>長久手市における「『農』をテーマとしたまちづくり」に係る各種取り組みを広く市民等に情報発信し、市民の理解と参加を促進するため、まちなか農園の取り組みを適宜紹介する広報活動やシンポジウムの開催といった調査結果の普及啓発の実施としくみ検討。実施にあたり、大学等の地域資源（人材・機関等）と連携を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農にかかる活動ヒアリング（約 20 件）・WEBを使ったポータルサイトの作成（8～2 月）</li> <li>・紙媒体による「かわら版」の作成（1～2 月）</li> <li>・シンポジウムの開催（2 月）参加 80 名</li> </ul>

調査結果	<p>(1) まちなか農園の設置・運営にかかる取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ヒアリング・視察及び、ワーキングを通じて得た知見・課題：まちなかでの福祉の視点は、障がい者就労には周辺住民との調整等ハードルが高く、デイサービス系のタイプに適していること。農園開設のコンセプトも一律の基準に縛るよりもむしろ、個々の地域と利用団体ニーズの接点を考慮したものが望ましいこと。また、地域コミュニティ形成や裾野を広げるため、手軽に関与できるしなげを設けること（農や地面にこだわらず、花やポットレベル）等が挙げられる。</li> <li>●コンセプト検討：地域と人をつなぐ「まちなか農縁」の創出。身近なコミュニティのみどりや福祉を育む農園。タイプ・対象一場所毎に応じた様々なタイプの身近な農園づくり。地域住民の拠り所として、通りすがりの住民から、町会や団体まで参加できる形式とする。成果を地域に還元－収穫物を食育系グループと連携し、地域住民に還元、コミュニティ形成の契機とする</li> <li>●実施可能性箇所の抽出：農地・空地等のデータより種地のデータ整理</li> <li>●モデル農園に係る取り組み：まちなかで実現可能な福祉機能のある農園の環境整備、コンセンサス形成のプロセスを経験。レイズドベッド制作・設置による「見える化」。</li> </ul> <p>(2) マッチングシステムの検討に係る取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ヒアリング・視察及び、ワーキングを通じて得た知見・課題：100坪程度ある農地の耕作には、単に土地のマッチングにとどまらず、耕作機械や共同で資料購入するサービスなどのニーズがあることが明らかとなった。また、貸し手と借り手のマッチングは仲介者（組織）に信頼性確保が求められるだけでなく、利用者の実績（誠実に耕しているかどうか）の評価により、継続性や規模拡大につながるということが明らかとなり、仲介組織には、これらをマネジメントする能力も求められること等が明らかとなった。</li> <li>●調整区域の低未利用農地と借り手のマッチングの仕組みづくりの考え方の整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園レベルと本格的農業との中間領域の規模を対象とした、低未利用農地をやる気のある市民につなぐシステムと組織づくりをめざす。</li> <li>・単なる土地と人のマッチング留まらない、ソフト面もサポートするしなげを考慮する（資金補助、機材貸与、出荷支援、技術指導等）</li> <li>・システム利用の要件付与：一定の公共公益性に対する貢献</li> <li>・運営組織：行政主導でなく、貸し手から一定の信頼性を得られるような公共性の高い組織の立ち上げをめざす。市が運営する既存事業（農楽校、モデル農園）を採り込んで技術養成から、農地のあっせん、消費までの流れを一元的にサポートする組織づくりの可能性を視野に入れて検討する。</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 『農』をテーマとしたまちづくりの普及啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●専門家ヒアリングを通じて得た知見・課題情報収集提供については、立ち上げ時だけでなく、継続的な運営負担を軽減するシステムの必要性が明らかとなった。</li> <li>●成果：農ある暮らしに係るさまざまな活動と人をつなぐ「情報ひろば（プラットフォーム）」を提供するため、長久手の農に関わる様々な情報を取材し、web媒体で相互連携ができるアクティビティを誘発するシステムを試作した。また、紙媒体での普及啓発紙を作成した。</li> </ul>	
	今後の取り組み	<p>本調査を踏まえ、平成27年度以降、行政、J A、大学、まちづくりや福祉等の活動を行うNPO法人等と連携・協力しながら、次のような取り組みを図っていくことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① まちなか農園の実見農園の一層の取り組みの推進</li> <li>② 「(仮)長久手『農』ある暮らしづくり推進センター」(農をテーマとしたまちづくり推進母体)の構築に向けた準備組織づくり</li> <li>③ マッチング事業推進の第一歩としての既存事業（農楽校、モデル農園）の新組織事業への移行</li> </ul>

< 參考資料 >



<参考資料> シンポジウムアンケート

■シンポジウムアンケート調査票

「長久手市『農』をテーマとしたまちづくりシンポジウム 2015」  
～「長久手をたがやす、田園創生、農ある暮らし」～

アンケートのお願い

本日はお忙しい中、シンポジウムにご参加いただきありがとうございました。今後の参考とするため、アンケートにご協力ください。

1. 今回のシンポジウムはどのようにお知りになりましたか（該当するものに○印）

- A. 市報 B. 市のホームページ C. 集会所等での掲示やちらし D. 知人からの紹介  
E. その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

2. 今回のシンポジウムのプログラムで良かったと思うものに○印をおつけください。（複数可）

- A. 長久手の農に関する取組み紹介（田園バレー構想、モデル調査）  
B. 基調講演（市民が担う農と共生したまちづくり）  
C. 情報提供（農水省のとりくみ）  
D. パネルディスカッション

3. 今回のシンポジウムで特に印象に残った点がありましたらご記入ください。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

4. 現在、農に関する取組みをされていますか。（該当するもの全てに○）

- A. 農業を営んでいる B. 農業校に通っている（いた） C. 畑を借りている（規模：約 \_\_\_\_\_㎡）  
D. 直売所に出荷している E. 自宅の庭で野菜を育てている  
F. 食育や地産地消の講座を開催（あるいは参加）している。  
G. その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

5. 今後、身近な「まちなか農縁」などで畑を借りて耕すなど、農に関与することに取り組んでみたいと思いますか。

- A. 西部の身近な市街地の中で取り組みたい（規模：約 \_\_\_\_\_㎡）  
B. 東部の田園地域の休耕地等を活用して取り組みたい（規模：約 \_\_\_\_\_㎡）  
C. 農作業の技術を養うため、農家の指導を受けたり、農業校などに通いたい  
D. 食育や地産地消に関する講座や活動に参加したい  
E. その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

6. その他ご意見ご要望などがありましたら、ご自由にお書き下さい。

7. 今後、農に関する取組みの情報を受け取りたいと思われる方は、以下にご連絡先をご記入ください。

お名前： \_\_\_\_\_ ご住所： \_\_\_\_\_  
電話番号： \_\_\_\_\_ FAX番号： \_\_\_\_\_  
E-mail： \_\_\_\_\_

ご協力有難うございました。

■シンポジウムアンケート集計結果

(配布数 80、回収数 39 (回収率 : 49%)

		計	%
1. シンポジウムの情報源	市報	6	15%
	市のHP	5	13%
	集会施設等の掲示やちらし	12	31%
	知人からの紹介	13	33%
	その他	7	18%
2. 良かったプログラム	農の取り組み紹介	15	38%
	基調講演	25	64%
	農水省情報提供	6	15%
	パネルディスカッション	17	44%
3. 印象に残った点	(概要を本編に記載)	23	29%
4. 農に関する取り組み状況	農業を営んでいる	7	18%
	農楽校(現役・卒業含む)	8	21%
	畑を借りている	16	41%
	直売所に出荷している	4	10%
	自宅の庭で野菜栽培	2	5%
	食育・地産地消費講座開催・参加	2	5%
	その他	5	13%
5. 今後の取り組み意向	西部のまちなかでの取り組み	3	8%
	東部田園地域での取り組み	4	10%
	農業技術研修受けたい	5	13%
	食育・地産地消費講座開催・参加	8	21%
	その他	4	10%
6. その他意見	(概要を本編に記載)	16	33%



---

集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査  
長久手市における「農」をテーマとしたまちづくり推進事業実証調査  
報告書  
平成27年3月

委託者： 国土交通省  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
TEL：03-5253-8111（代表）

受託者： 長久手市「農」をテーマとしたまちづくり推進協議会  
＜主たる事務所＞ 一般財団法人都市農地活用支援センター内  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-9-13  
TEL：03-5823-4830  
＜従たる事務所＞ 長久手市くらし文化部産業緑地課内  
〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1  
TEL：0561-63-1111（代表）

---